合併協定項目14号 「使用料、手数料等の取扱い」

参考資料

(使 用 料 現 況 調 査 表)

川薩地区法定合併協議会

使用料,手数料等の取扱い

専門部会・分科会名 企画財政 国際交流 第3-ド・NO,事務事業名 B3a20 国際交流の沿革

協議事業(使用料)名

国際交流施設等使用料

川内市国際交流センター使用料

(1)施設使用料

(1) 地段医用科					
	区分	使	用料		
	コンベンションホール	1時間	2,500円		
	研修室A	1時間	250円		
	研修室B	1時間	300円		
1階	和室	1時間	200円		
PE	楽屋	1 🗇	500円		
	控室1	10	100円		
	控室2	10	100円		
	シャワー室	10	100円		
	展示室	1日	4,000円		
	会議室A	1時間	300円		
	会議室B	1時間	350円		
2階	映写室	10	100円		
	ミキサー室	10	100円		
	同時通訳室1	10	100円		
	同時通訳室2	回	100円		

川内市

(2)冷暖房装置使用料

	(- / •	で表がな巨人がい	
		区分	使用料(1時間当たり)
		コンベンションホール	2,000円
		研修室A	200円
		研修室B	200円
	1階	和室	100円
		楽屋	100円
		控室1	100円
		控室2	100円
		展示室	200円
		会議室A	200円
		会議室B	200円
	2階	映写室	100円
Ī		ミキサー室	100円
Ī		同時通訳1	100円
		同時通訳2	100円
ĺ			

(3)設備使用料

川内市

区分	使用料	
ピアノ	1回	2,000円
16mm映写機	10	500円

(4)関係条例·規則等

- ・川内市国際交流センターの設置及び管理に関する条例
- ・川内市国際交流センター管理運営規則

(5)減免,免除規程

条例第8条及び規則第12条

使用料全額免除

市又は市の機関が主催する行事等に使用するとき (ただし,使用者が入場料等を徴収しない場合)

使用料のうち施設使用料を免除

・公共的団体が市又は市の機関と共催する行事等に使用するとき

課題,問題占 調整方針案

- ・公共的団体が公益上必要と認める事業に使用するとき使用料のうち施設使用料の5割相当額を減額市又は市の機関が後援等に使用するとき
- (ただし,使用者が入場料等を徴収しない場合)

(6)平成13年度実績

- ·件数 575件
- ・金額 2,267,250円(産業振興センター分含む)

		//	им п			洞
川内市産業振	興センター使用料			川内市	・類似施設と比較しなが	1 現行のまま新市
区分	施設使用料	冷暖房装置使用料	(1)関係条例·規則等			に引き継ぐ。
		(1時間当たり)	・川内市産業振興センターの設置及び管理に関する条例	町村は該		
研修室C	1時間 250円	200円	・川内市産業振興センター管理運営規則	当なし	・鹿児島県の国際交流	
研修室D	1時間 250円	200円			プラザ等を参考に,幅広	
調理研修室	1時間 300円		(2)減免,免除規程		いイベントの企画,検討	
展示ギャラリー	1日 2,500円	200円	条例第8条及び規則第12条		が必要である。	
		_	使用料全額免除			
			市又は市の機関が主催する行事等に使用するとき		・将来的に国際交流団	
			(ただし,使用者が入場料等を徴収しない場合)		体の拠点施設となるよう	
			使用料のうち施設使用料を免除		調整すべきである。	
			・公共的団体が市又は市の機関と共催する行事等に使用するとき			
			・公共的団体が公益上必要と認める事業に使用するとき			
			使用料のうち施設使用料の5割相当額を減額			
			市又は市の機関が後援等に使用するとき			
			(ただし,使用者が入場料等を徴収しない場合)			
			(3)平成13年度実績			
			·件数 176件			
			·金額 2,267,250円(国際交流センター分含む)			

使用料、手数料等の取扱い

専門部会·分科会名 業務コード・NO、事務事業名 企画財政専門部会 自治振興分科会 B 5 b 1 0 集会所建設及び維持管理 協議事業(使用料)名 総合休養会館使用料 桶脇町 川内市·入来町·東郷町·祁答院町·里村·上甑村·下甑村·鹿島村 部会、分科会名(企画財政部会) 樋脇町総合休養会館使用料 該当なし 樋脇町上之湯集会所使用料 1 個人使用料 1 個人使用料 使用時間 9:00~ 13:01 ~ 摘 要 使用時間 13:00 17:00 9:00~ 13:01~ 使用区分 摘 要 13:00 17:00 使用区分 150円 一 般(中学生以上) 般(中学生以上) 小学生(一般の2分の1の額) 楽 室 200円 幼 児(無料) 200円 120円 120円 ル 小学生(一般の2分の1の額) 冷暖房装置使用料を含む。 和 幼 児(無料) 200円 200円 2 団体使用料 2 団体使用料 使用時間 使用時間 9:00~ 13:01 ~ 13:01 ~ 9:00~ 13:01~ 17:01~ 要 摘 摘 要 13:00 17:00 17:00 13:00 17:00 22:00 使用区分 使用区分 ホール(半室使用 3,200円 舞台付半室のホール使用は 2,700円 2,700円 ホール(全室使用 4.200円 4,200円 5,200円 1割増しとする。 2,700円 2,500円 3,000円 課題·問題点 調整方針案 楽 2,100円 2,100円 2,600円 ・特になし 5 新市に移行後も当分の間現 和 冷暖房装置使用料を含む。 行のとおりとし,随時調整する。 室 2.100円 2.100円 2.600円 (1) 本町住民以外の者が使用する場合の使用料は、上記(団体)に掲げる使用料 (1) 本町住民以外の者が使用する場合の使用料は、上記(団体)に掲げる使用料 に2割を乗じて得た額を加算した額とする。 に2割を乗じて得た額を加算した額とする。 (2) 許可時間を延長した場合の使用料は、延長1時間(1時間未満は1時間とみ (2) 許可時間を延長した場合の使用料は、延長1時間(1時間未満は1時間とみ なす)毎に、その属する使用時間区分の使用料に2割5分を乗じて得た額を加算 なす)毎に、その属する使用時間区分の使用料に2割5分を乗じて得た額を加算 した額とする。ただし、22時以降の延長は、原則として認めない。 した額とする。ただし、22時以降の延長は、原則として認めない。

使用料、手数料等の取扱い

専門部会·分科会名

業務コード・NO、事務事業名

企画財政専門部会 自治振興分科会

B 5 b 1 0 集会所建設及び維持管理

協議事業(使用料)名

集会所使用料

-						<u></u>	甑村		上甑村・下甑村以外の市町村
施設使用料調									該当なし
条 例 名	施設名		使	用 料		公の施設の名称	単位	使用料	m>∃'&∪
		区分	日本間	ホール	使用時間	子岳へき地保険福祉館	1時間までごとに	150円	
		半 日	300円	500円		長浜生活館	1時間までごとに	150円	
	上甑村江石集会	全日	500円	1,000円		高齢者保健福祉館	1時間までごとに	150円	
集会所の設置及び管理に関する条例		17時以降の使用	450円	750円		下甑村振興センター	1時間までごとに	150円	
	(基礎自治会)	個人又は団体が				下甑村青瀬児童館	1時間までごとに	150円	
		祝賀会、興行等に 使用する場合		1回につき、4	4,000円	下甑村住民生活センター	1時間までごとに	150円	
		使用する場口				手打へき地保険福祉館	1時間までごとに	150円	
		区分	日本間	ホール	使用時間	内川内集会所	1時間までごとに	150円	
		半日	300円	500円		瀬尾地区集会所	1時間までごとに	150円	
# 4 cc - to m =	中野地区集会所	全日	500円	1,000円		片野浦浜田地区集会所	1時間までごとに	150円	
集会所の設置及び管理に関する条例	(基礎自治会)	18時以降の使用	450円	750円		高齢者コミュニティセンター	1時間までごとに	150円	+mor op or 1-
		個人又は団体が 祝賀会、興行等に		1回につき、4	4.000⊞	備考 冷暖房装置を使用する	スレキけ 1時間≠で	 プレニ	課題·問題点
		休貝云、興行寺に 使用する場合		「凹につき、4	+,000 □	381円を上記使用料		C C IC	・管理については、地元に委託する
		区分	日本間	ホール	使用時間	2011年11日区刊作	にがみずって。		ととする。
		半日	300円	500円		減免規定			
		全 日	500円	1.000円		・国又は地方公共団体が直接	接その用に供すると	*	
集会所の設置及び管理に関する条例	瀬上地区集会所	19時以降の使用	450円	750円		その他特に必要があると認			
XX//OKEXOLICIN/OK/	(校区自治会)	個人又は団体が				額を減額し、又は使用料の			
		祝賀会、興行等に		1回につき、4	4,000円	できる。			
		使用する場合							
		区分	日本間	ホール	使用時間	関係条例·規則等			
		半 日	300円	500円		·下甑村使用料条例			
	 上甑村生活館	全日	500円	1,000円					
生活館の設置及び管理に関する条例	(校区自治会)	20時以降の使用	450円	750円					
	(IXEHIAE)	個人又は団体が							
		祝賀会、興行等に 使用する場合		1回につき、4	4,000円				調整方針案
									6 廃止の方向で調整する。
		<u>区分</u> 半日	日本間	ホール	使用時間				
	1 ME + 1 / 2 CO 1 .	半 日 全 日	300円 500円	500円 1.000円					
住民センターの設置及び管理に関する	上甑村住民セン	<u>キロ</u> 21時以降の使用	450円	750円					
条例	(基礎自治会)	個人又は団体が	1001	70013					
	(======================================	祝賀会、興行等に		1回につき、4	4.000円				
		使用する場合			,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,				
		区分	日本間	ホール	使用時間				
		半日	300円	500円					
保健福祉館の設置及び管理に関する	上甑村保健福祉	全 日	500円	1,000円					
条例	民	23時以降の使用	450円	750円					
	(校区自治会)	個人又は団体が 祝賀会、興行等に		1回につき、4	1,000円				
		依貝云、興行寺に 使用する場合		「凹にして、	+,000[]				

使用料、手数料等の取扱い

専門部会・分科会名

企画財政専門部会 管財分科会

業務コード・NO、事務事業名 B 8 a 3 0 公有財産の目的外使用許可及び賃借契約

行政財産使用料					
川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村
名称 行政財産使用料	P11		参考資料	- A11-	T 075
使用料の明細(各項目・金額)	名称 使用料の明細(各項目、金額等) (1)総合休養会館 232,440円	名称 行政財産の目的外使用による使用料徴収 	名称 本町は行政財産使用料ではなく,財産貸付 収入の名称となる。	名称 各施設使用料	名称 財産貸付収入
(1)財政課分 1,417,717円 (2)総務課分 5,004,630円 (3)市民会館分 1,480円 (4)川内港待合所分 463,959円	(2)上之湯集会所 55,220円 (3)老人福祉センター 523,340円 (4)もくもくぶれあい館 229,400円 (5)婦人の館 509,840円	使用料の明細(各項目、金額等) 自動販売機の設置:タパコ類 1台につき月額1,030円 清涼飲料水類 1台につき月額4,120円	使用料の明細(各項目、金額等) (1)総務課管財係 1,264,352円	使用料の明細(各項目、金額等) 改善センター使用料 110千円 生態系保存資料館使用料 1,964千円 生活センター使用料 516千円	使用料の明細(各項目、金額等) (1)経済課分 120,000円 (2)管財係分 22,040円
(5)生活環境課分 13,420円 (6)教育総務課分 70,580円 (7)勤労青少年ホーム分 3,310円 (8)すこやかふれあいプラザ分 15,480円	(6)教育総務課分 1,761,540円 (7)社会教育課分 5,969,710円	売店・食堂:月額 月額売上額の100分の5 相当額 その他:1日3.3平方メートルにつき10円	(土地・建物・電柱)行政・普通財産共	砂石会館使用料 610千円	減免、免除規程 なし
(9)福祉課分 4,620円 (10)クリーンセンター分 33,543円 (11)区画整理課分 2,001,220円	減免、免除規程 各条例の減免・免除規定による 関係条例・規則等	減免、免除規程 (1)使用者が地区内の公共的団体又は産業 文化等の団体で、公共的な活動のために一時	減免、免除規程 なし 関係条例・規則等	減免、免除規程 町長は必要があるときは、免除することができる	関係条例·規則等 里村公有財産管理規則
(12)都市計画課分 188,490円 (13)中央公民館分 22,160円 (14)八幡校区公民館分 605,000円 (15)少年自然の家分 7,200円	樋脇町総合休養会館の設置及び管理に関する条例,樋脇町上之湯集会所の設置及び管理に関する条例,樋脇町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例,樋脇町もくもく	的に使用するとき。 (2)使用者が個人又は地域外の公共団体で、 公共性を有し、かつ、営利を伴わないとき。 (3)その他町長が必要と認めるとき	東郷町公有財産管理規則 平成13年度実績(件数、金額) 22件 1,264,352円	関係条例・規則等 各施設ごとに設置条例を作成 平成13年度実績(件数、金額)	平成13年度実績(件数、金額) 貸付料 3件 142、040円
(16)農林水産課分 449,440円 減免·免除規定	ふれあい館の設置及び管理に関する条例, 樋 脇町婦人の館の設置及び管理に関する条例, 樋 ・ 樋脇町立学校建物の使用に関する条例	関係条例・規則等 行政財産の目的外使用による使用料徴収条	2211 1,204,332[7]	5件 3,200千円	
第10条 土地又は建物等の行政財産の使用目的が次の各号の一に該当するときは、使用料及び加算金を免除し、若しくは使用料及び加算金の一部を減額し、または徴収を延期	樋脇町屋外運動場照明施設の設置及び管理 に関する条例, 樋脇町総合ブール施設の管 理及び運営に関する条例, 樋脇町総合体育 施設の設置及び管理に関する条例	例 平成13年度実績(件数、金額) 18件 29,339,298円			
することができる。 (1) 他の地方公共団体、その他公共団体	平成13年度実績(件数、金額) 9,281,490円				
	3,201,430[]				
において公用又は公共用に使用す	上館村	下甑村	鹿島村	課題·問題点	調整方針案
において公用又は公共用に使用するとき。 (2) 公共的団体又は公益団体がその事務又は事業のために使用するとき。 (3) 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急用の施設として使	上甑村 参考資料 名称 土地賃貸借料 行政財産使用料	行政財産使用料 役場会議室 1時間までごとに 150円 青瀬小学校へき地集会室 " 300円 手打小学校へき地集会室 " 300円	参考資料 名称	課題・問題点 使用料及び貸付料の算定基礎 について調整が必要である。	調整方針案 2 合併時に、川内市の例により調整する。
において公用又は公共用に使用するとき。 (2) 公共的団体又は公益団体がその事務又は事業のために使用するとき。 (3) 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急用の施設として使用するとき。 (4) 前各号に定めるもののほか,市長が必要と認めるとき。	上甑村 参考資料 名称 土地賃貸借料 行政財産使用料 使用料の明細(各項目、金額等) (1)自動販売機土地分 37,800円 (2)土木事務所所長宅用地 197,100円	行政財産使用料 役場会議室 1時間までごとに 150円 青瀬小学校へき地集会室 " 300円 手打小学校へき地集会室 " 300円 海星中学校へき地集会室 " 300円 海陽小学校へき地集会室 " 300円 西腸小学校へき地集会室 " 300円 西川小学校へき地集会室 " 300円	参考資料 名称 使用料の明細(各項目、金額等) 経済土木課分 18,840円	使用料及び貸付料の算定基礎	2 合併時に、川内市の例により調整す
において公用又は公共用に使用するとき。 (2) 公共的団体又は公益団体がその事務又は事業のために使用するとき。 (3) 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急用の施設として使用するとき。 (4) 前各号に定めるもののほか,市長が必要と認めるとき。 関係条例・規則等川内市行政財産の使用料徴収条例 実績(平成13年度件数・金額)	上	行政財産使用料役場会議室 1時間までごとに 150円 青瀬小学校へき地集会室 " 300円 海星中学校へき地集会室 " 300円 海陽・学校へき地集会室 " 300円 海陽・学校へき地集会室 " 300円 西山小学校へき地集会室 " 300円 子岳小学校へき地集会室 " 300円 子岳小学校へき地集会室 " 300円 ア岳小学校へき地集会室 " 300円 アーストライン 大田 できるの地様に必要があると認めるときは 使きるの地様に必要があると認めるときは 使	参考資料 名称 使用料の明細(各項目、金額等) 経済土木課分18,840円 減免、免除規程 なし	使用料及び貸付料の算定基礎	2 合併時に、川内市の例により調整す
において公用又は公共用に使用するとき。 (2) 公共的団体又は公益団体がその事務又は事業のために使用するとき。 (3) 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急用の施設として使用するとき。 (4) 前各号に定めるもののほか,市長が必要と認めるとき。 関係条例・規則等 川内市行政財産の使用料徴収条例	上甑村 参 考 資 料 名称 土地賃貸借料 行政財産使用料 使用料4の明細(各項目、金額等) (1) 自動販売機土地分 37,800円 (2) 土木事務所所長宅用地 197,100円 (3) 土木事務所所長宅用地 108,690円 (4) 川内警察署敷地分 53,110円 (5) 法務局敷地分 66,800円 (6) バス企業団敷地分 13,330円 (7) 上村真珠会社敷地分 36,980円 (8) 西村真珠会社敷地分 36,980円 (9) 江石郵便局敷地分 6,000円 (10)福岡觀測気象台敷地分 2,580円 (11)建設業協会敷地分 276,370円	行政財産使用料役場会議室 1時間までごとに 150円 清瀬小学校へき地集会室 " 300円 海星中学校へき地集会室 " 300円 海陽中学校へき地集会室 " 300円 海陽中学校へき地集会室 " 300円 西山小学校へき地集会室 " 300円 西山小学校へき地集会室 " 300円 西山小学校へき地集会室 " 300円 西山小学校へき地集会室 " 300円 国人は地方公共団体が直接その用に供する	参考資料 名称 使用料の明細(各項目、金額等) 経済土木課分18,840円 減免、免除規程 なし 関係条例・規則等 鹿島村船待施設設置及び管理に関する条例	使用料及び貸付料の算定基礎	2 合併時に、川内市の例により調整す
において公用又は公共用に使用するとき。 (2) 公共的団体又は公益団体がその事務又は事業のために使用するとき。 (3) 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急用の施設として使用するとき。 (4) 前各号に定めるもののほか,市長が必要と認めるとき。 関係条例・規則等川内市行政財産の使用料徴収条例 実績(平成13年度件数・金額)	上甑村 参 考 資 料 名称 土地賃貸借料 行政財産使用料 使用料の明細(各項目、金額等) (1) 自動販売機土地分 37,800円 (2) 土木事務所職員住宅用地 108,690円 (3) 土木事務所職員住宅用地 108,690円 (4) 川内警察署敷地分 53,110円 (5) 法務局敷地分 53,550円 (6) バス企業団敷地分 36,980円 (7) 上村真珠会社敷地分 13,330円 (8) 西村東珠会社敷地分 36,980円 (7) 江石郵便局敷地分 6,000円 (10)福岡観測気象台敷地分 2,580円 (11)建設業協会敷地分 276,370円 (11)防災科学研究所敷地分 2,000円 減免、免除規程場でよいが、長が認めるものについ	行政財産使用料 1時間までごとに 150円 1時間までごとに 150円 1時間までごとに 150円 1時間までごとに 150円 1月類小学校へき地集会室 " 300円 海星中学校へき地集会室 " 300円 1月間	参考資料 名称 使用料の明細(各項目、金額等) 経済土木課分 18,840円 減免、免除規程 なし 関係条例・規則等	使用料及び貸付料の算定基礎	2 合併時に、川内市の例により調整す
において公用又は公共用に使用するとき。 (2) 公共的団体又は公益団体がその事務又は事業のために使用するとき。 (3) 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急用の施設として使用するとき。 (4) 前各号に定めるもののほか,市長が必要と認めるとき。 関係条例・規則等川内市行政財産の使用料徴収条例 実績(平成13年度件数・金額)	上甑村 参 考 資 料 名称 土地賃貸借料 行政財産使用料 使用料の明細(各項目、金額等) (1) 自動販売機土地分 37,800円 (2) 土木事務所職員住宅用地 108,690円 (3) 土木事務所職員住宅用地 108,690円 (4) 川内警察署敷地分 66,800円 (5) 法務局敷地分 66,800円 (6) バス企業団敷地分 36,980円 (7) 上村真珠会社敷地分 13,330円 (8) 西村真珠会社敷地分 36,980円 (7) 上村真珠会社敷地分 6,000円 (7) 上村真珠会社敷地分 276,370円 (10)福甸観測気象や動地分 2,580円 (11)建設業協会敷地分 276,370円 (12)防災科学研究所敷地分 2,000円 減免、免除規程 特に規程はないが、長が認めるものについ て承認する。減免・免除するときは、その理由、根拠を添 える。(現在9件) 関係条例・規則等	行政財産使用料 1時間までごとに 150円 1時間までごとに 150円 1時間までごとに 150円 1時間までごとに 150円 1手類小学校へき地集会室 " 300円 海星中学校へき地集会室 " 300円 1月場中学校へき地集会室 " 300円 1月場中学校へき地集会室 " 300円 1月場の学校へき地集会室 " 300円 1月場の 1月間	参考資料 名称 使用料の明細(各項目、金額等) 経済土木課分 18,840円 減免、免除規程 なし 関係条例・規則等 鹿島村船待施設設置及び管理に関する条例 平成13年度実績(件数、金額)	使用料及び貸付料の算定基礎	2 合併時に、川内市の例により調整す
において公用又は公共用に使用するとき。 (2) 公共的団体又は公益団体がその事務又は事業のために使用するとき。 (3) 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急用の施設として使用するとき。 (4) 前各号に定めるもののほか,市長が必要と認めるとき。 関係条例・規則等川内市行政財産の使用料徴収条例 実績(平成13年度件数・金額)	上甑村 参 考 資 料 名称	行政財産使用料 役場会議室 1時間までごとに 150円 青瀬小学校へき地集会室 " 300円 海星中学校へき地集会室 " 300円 海星中学校へき地集会室 " 300円 西山小学校へき地集会室 " 300円 西山小学校へき地集会室 " 300円 西山小学校へき地集会室 " 300円 西山小学校へき地集会室 " 300円 西山小学校へき地集会室 " 300円 西上小学校へき地集会室 " 300円 西上小学校へき地集会室 " 300円 西上、学校へき地集会室 " 300円 西上、学校へき地集会室 " 300円 西上、学校へき地集会室 " 300円 西上、学校へき地集会室 " 300円 西上、学校へき地集会室 " 300円 西上、学校、き地集会室 " 300円 財産の額を減額し、又は使用料の徴収を免除 することができる。 関係条例・規則等 下甑村使用料の明本の報収を免除 財産貸付収入 使用料の明細(各項目、金額等) (1)総務課管財係 1,045,776円 (土地・建物・電柱)行政・普通財産共	参考資料 名称 使用料の明細(各項目、金額等) 経済土木課分 18,840円 減免、免除規程 なし 関係条例・規則等 鹿島村船待施設設置及び管理に関する条例 平成13年度実績(件数、金額)	使用料及び貸付料の算定基礎	2 合併時に、川内市の例により調整す

使用料、手数料等の取扱い

 専門部会・分科会名
 業務コード・NO、事務事業名

 総務部会 消防防災分科会
 A 4 a 60 自治会放送施設

協議事業(使用料)名

有線放送使用料

手数料の明細				
手数料の明細	樋脇町	樋脇町以外の市町村	課題・問題点	調整方針案
【商業広告】 1 枚分1回放送・・・700円, 1 枚又は1回増すごとに700円 1 年連続の場合・・・年間 230,000円 減免、免除規定 なし 関係条例・規則等 樋脇町有線放送の設置及び管理に関する条例 平成13年度実績(件数、金額) 【基本料】 加入戸数1,788戸(加入率68.2%)3,215,700円 【放送料】 428件、 429,090円	名称 有線放送使用料 手数料の明細 ア・基本料 1月につき150円 イ・放送料 【公共団体又は公共的団体】 所定の原稿用紙1枚1回放送・・・200円 【個人】 所定の原稿用紙1枚1回放送・・・400円 【商の表別の原稿用紙1枚1回放送・・・400円 【でののののでは、10回位ででは、10円(10円)	該当なし	・樋脇町にのみ制度がある・ ・樋脇町には、防災無線が整備されていないので、有線放送を使用している。 ・防災無線が整備されるまでの間は現行の施設を使用する必要がある。 ・有線放送施設設置からこれまでの経緯もあり、現行のまま維持することが望ましい	5 新市に移行後も、当分の間現行のとおりとし、随時調整する。 ・新市移行後も、樋脇町の区域のみ適用する。

使用料、手数料等の取扱い

専門部会・分科会名 産業経済部会 農林畜産分科会 業務コード・NO、事務事業名 C1a210 共同利用農機具維持管理事業(単独)

協議事業(使用料)名

成形式以门竹					
<u> </u>	里村		里村以外の市町村	課題・問題点	調整方針案
農機具等使用料 使用料の明細			該当なし	里村のみの農機具使用料である。使用料 を徴収する以上故障の場合、村が修理を行 う。担当者は操作及び使用方法は、覚えな	5 新市に移行後も当分の間現行のとおり とし、随時調整する。
使 用 機 械 名	使 用 単 位	使 用 料		ければならない。	
農業用トラクター(アタッチメント用マルチャー,堀取機)	4時間につき	1,500 円			
マルチ作業機械	1時間につき	200 円			
予冷庫	1㎡以内1回 (10日以内)につき	200 円			
選別機及び乾燥装置	1日につき	2,500 円			
成免・免除規定 村長は、特別な事情があると認めたとき 関係条例・規則を 里村農林業機械センターの設置及び管理 平成13年度実績 トラクター 9件 59,810円 マルチ 3件 6,300円 乾燥機 1件 78,750円		ることができる。			

専門部会・分科会名 産業経済部会 農林畜産分科会 業務コード・NO、事務事業名 C1a210 共同利用農機具維持管理事業(単独)

農業施設使用料			
上甑村	上甑村以外の市町村	課題・問題点	調整方針案
農業施設使用料 使用料の明細 年8万円(ただし契約の年から3年間は無料とする。)		上甑村のみの農業施設使用料である。管理委託契約により現在は使用料は発生していない。実質平成16年度からの徴収となる。	5 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
契約年月日 平成12年12月25日 減免・免除規定 「上甑村共同利用農業施設の管理委託契約書」により契約の年から3年間は無料			
関係条例・規則等 ・上甑村共同利用農業施設設置及び管理に関する条例 ・上甑村共同利用農業施設の管理委託契約書			
平成13年度実績 0円			

現況調查表

使用料、手数料等の取扱い

190kg

(生葉100g未満は100gとする)

生葉100gにつき

製茶室

" 200kg "

55P

21円

専門部会・分科会名 業務コード・NO、事務事業名 産業経済部会 農林畜産分科会 C1a420 特産品加工センター管理 協議事業(使用料)名 農作物加工センター使用料 桶脇町 川内市 入来町 川内市農産物加工センター使用料 婦人の館使用料 昼 믬 大馬越農村研修館 区分 夜間1時間当り 坐 B 日 午 前~午 後 使用料の明細 使用料の明細 使用料の明細 使用時間 9時~12時 13時~17時 9時~17時 婦人交流室 200 円 400円 減免 免除規定 1人につき 人につき 1人につき X 分 使 用 料 1,000 円 1セット 減免 免除規定 町長は、公益上特に 300円 410円 610 FF 味 噌 (麦20kg·大豆7kg·塩5kg) 300円 8:00 ~ 13:00 1人 1 市又は市の機関が使用料 必要があると認めたときは、 農 特別加算 30 円 ジュース・めんつゆ 主催する行事等 前条に規定する使用料を ピン類 13:00 ~ 20:00 1人 400円 味噌加工をする場合は,麦1kgにつき20円を加算する。 2 市又は市の機関 減免することができる。 (633m)其海 カルピス・タレ 産 が公共的団体等と 備考 (全額を免除する場合) 1人 600F 8:00 ~ 20:00 蒸し器使用 200円 ふくれ菓子・ゆべし等(1セロ) 共催する行事、研修 1 使用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。 町が主催又は共催して行う 加 時間外1時間当たり 1人 100円 加工技術等の研修 2 市民以外の者が使用する場合の使用料の額は、上表に掲げる使用料 3 公益上必要と認め 共同加工室 700円 ちまき(1回2時間) I に100分の50を乗じて得た額を加算したものとする。この場合において 製 麹 機 使 田 10 500円 関係条例·規則等 る行事 三重釜使用 10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。 1人 樋脇町婦人の館の設置 300 円 筍 他 水炊きしたもの(1回につき) 料 理 実 習 100円 3 許可を受けて使用時間を延長しようとするときは、1時間以内に限るこ 及び管理に関する条例 ととし,当該使用料の額は,上表に掲げる使用料又は前記2により算出 洗 た < 1回転 900円 樋脇町婦人の館の設置 20円 1回につき 真空パック した使用料にそれぞれ100分の20を乗じて得たものとする。この場合に 及び管理に関する条例施行規則 おいて、10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。 減免 免除規定 関係条例·規則等 漬物·佃煮等 300 円 出来上がり1kgにつき 平成13年度実績 (日数) 162日 (使用者数) 926人 川内市農産物加工センターの設置及び管理に関する条例 毛布1枚 (使用料) 509.840円 (シングル) 150円 関係条例·規則等 毛布1枚 300円 平成13年度実績 (ダブル) 大馬越農村研修館の設置及び管理に関する条例 洗濯室 コタップトン 400円 利用日数 173日 利用人数延べ966人 使用量総額399,8605円 金 家具調コタツブトン 1枚 600円 平成13年度実績 町外使用者の使用料は、上表使用料の倍額とする。 その他 13年度維持管理費 2,104,600円 使用料192,500円 下甑村 鹿島村 東郷町・祁答院町・里村・上甑村 課題・問題点 調整方針案 下甑村農林産物加工センター使用料 該当なし 鹿島村物産加工センター使用料 使用料について、それぞれ単価が違って 5 新市に移行後も当分の間現行のとおり 使用料 いる。各施設で管理方法が違っている。 とし、随時調整する。 100円 使用料の明細 土壌消毒機械 1時間につき (使用燃料は使用者負担 100P <u>畝 立 機</u> 1時間につき 中 耕 ロ ー タ リ 1時間につき 100F 100F 刈 取 機 1時間につき 収草・反転機 1時間につき 手づくり加工室 1日につき(1,000円) " 100P " 100F 椿油製油室加工原料 1kg(100円) 1時間につき 1時間につき (1ケ-スの規格は、長さ 2日までケースにつき 5F 冷 2日までゲースにしき (17 Abon Me 27cm 高さ13cm と 45cm Me 27cm 高さ13cm と 2日を超える場合1日につき1ケース する。) 1四 村長は特別な事情があると認めるときは使用 椿 製 油 室 加工原料 212円 210円 1kgにつき 料を減免することができる。 50kg を超え 60kg まで 177E 関係条例·規則等 60kg " 70kg " 鹿島村物産加工センター設置及び管理に関 70kg " 80kg " 椎茸乾燥室 134F する条例 80kg " 90kg " 119P 108F " 90kg " 100kg " 平成13年度宝績 100kg " 110kg " " 椿油製油加工室使用料 193,540円 " 120kg " 90P 手づくり加工室使用料 6,300円 130kg 78F " 140kg " 140kg " 150kg " 72円 68円 150kg " 160kg " 160kg " 170kg " 65円 61円 170kg " 180kg " 180kg // 190kg // 58P

使用料、手数料等の取扱い

 専門部会・分科会名
 業務コード・NO、事務事業名

 産業経済部会 農林畜産分科会
 C 1 a 4 2 0 特産品加工センター管理

協議事業(使用料)名

生活センター使用料

工石 ピン ノ			
祁答院町	里村	上甑村	祁答院町・里村・上甑村以外の市町村
祁答院町大村北部生活センター	里村定住センター	上甑村生活改善センター	該当なし
祁答院町大村北部生活センター 使用料の明細 農産加工室一品につき 午前9時~正午まで 600円 午後1時~午後5時まで750円 洗濯室1回につき 800円 減免・免除規定 町長は特に必要があると認めたときは前条に 規定する使用料を減免することができる。 関係条例・規則等 祁答院町大村北部生活センターの設置及び 管理に関する条例 平成13年度実績 516,250円	使用料の明細 種	使用料の明細	課題・問題点 3 町村の実施である。使用料はそれぞれ 単価が違っている。各施設で管理方法が 違っている。 調整方針案 5 新市に移行後も当分の間現行のとおり とし、随時調整する。
		2 1日とは午前9時から午後5時までをいう。 3 夜間とは午後5時から午後10時までをいう。	

専門部会・分科会名 産業経済部会 農林土木分科会 業務コード・NO、事務事業名 C3b10 特産品販売所管理運営

協議事業(使用料)名

特产品販売所使田料

特産品販売所使用料				
東郷町	祁答院町	東郷町・祁答院町以外の市町村	課題・問題点	調整方針案
藤川特産品販売所使用料 使用料の明細 年額 60,000円 減免・免除規定 町長は、特に必要があると認めたときは使用 料を減額し、又は免除することができる。 関係条例・規則等 東郷町藤川ふれあい交流施設特産品販売 所の設置及び管理に関する条例 東郷町藤川ふれあい交流施設特産品販売 所の設置及び管理に関する条例	体験交流施設地域特産品直売所 「祁答院ロート51」 使用料の明細 減免・免除規定 町長が、特に必要があると認 めたときは使用 料を減額し、又は免除すること ができる。 1月 100円 300円 500円 (祁答院ロード51) 備考 使用の期間に1月未満の端数があるときは、日割りをもって計算する。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。 関係条例・規則等 体験交流施設地域特産品直売所の設置及び管理に関する条例	該当なし	2町の実施地域のみである。金額がそれ ぞれ違っている。	5 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

使用料、手数料等の取扱い

専門部会・分科会名 業務コード・NO、事務事業名

産業経済部会 農林畜産分科会 C1a440 研修センター(公民館関係)管理運営

協議事業(使用料)名

農村広場使用料

入来町	入来町以外の市町村	課題・問題点	調整方針案
入来地区農村広場使用料	該当なし	入来町のみの農村広場使用料である。	5 新市に移行後も当分の間現行のとおり
使用料の明細			とし、随時調整する。
区 分 8:00~13:00 13:00~17:00 17:00~22:00			
農村広場 500円 400円 400円			
備 考 1.使用料は消費税相当額を含むものとする。 2.使用料の適用は営利を目的とした催し等に適用し, 地域活性化を目的とする催しには適用しないものとする。			
減免・免除規定 町長が必要と認める場合においては、使用料の全部又は一部を免除することができる。 関係条例・規則等 入来町地区農村広場設置及び管理に関する条例			

専門部会・分科会名

業務コード・NO、事務事業名

産業経済部会 農林畜産分科会

C1g91 共同利用畜産管理事業(単独)

協議事業(使用料)名

共同畜舎使用料

里村	鹿島村	里村・鹿島村以外の市町村	課題・問題点	調整方針案
共同畜舎使用料 利用料の明細 年額(1施設につき) 24,000円 減免・免除規定 村長は、特別な事情があると認めたとき は、前条の利用料を減免することができ る。 関係条例・規則等 里村共同畜舎の設置及び管理に関する条例	育 成 牛 生後満18ヶ月未満のもの 80 成 牛 生後満18ヶ月以上のもの 80 ほ乳子山羊 生後満6ヶ月末満のもの 0	該当なし		5 新市に移行後も当分の間現行のとおり とし、随時調整する。

使用料、手数料等の取扱い

協議事業(使用料)名

牧場使用料

	下甑村		下甑村以外の市町村	課題・問題点	調整方針案			
	下甑村牧場使用料					該当なし	下甑村のみの牧場使用料である。	1 現行のまま新市に引き継ぐ。
	名称	位置	用途	面積	使用料(年額)			
	下甑村弓折牧場	下甑村手打弓折	採草・放牧	4 . 6 へか タール				
		こ消費税を加算	する					
村 (2 関 円	A・免除規定 計長は、次の各号の一 対象は、次の各号の一 対象を終われて 対象を終われて が表条例 を表条例 を表の表 を表 を表の表 を表の表 を表 を表 を表 を表 を表 を表 を表 を表 を表 を	事情があると認 に家畜の飼育を	めたとき。 を始める者で、派					
関	系条例 「甑村牧場の設置及 成13年度実績							

専門部会・分科会名 産業経済部会 農業土木分科会 業務コード・NO、事務事業名 C3c60「アクアイム」管理運営

協議事業(使用料)名

生態系保存資料館使用料

祁答院町	祁答院町以外の市町村	課題・問題点	調整方針案
生態系保存資料館使用料 使用料の明細 料金 1 回につき 団体割引 大 人 200円 150円	該当なし	祁答院町のみの生態系保存資料館使用料 である。	1 現行のまま新市に引き継ぐ。
小人(中学生以下) 100円 50円 団体割引の団体は、15人以上とする。 小人料金は、中学生以下とする。ただし、幼稚園以下は無料 減免・免除規定 町長は、必要があると認めるときは、入館料を免除することができる。			
関係条例・規則等 祁答院町生態系保存資料館の設置及び管理に関する条例 祁答院町生態系保存資料館管理規則 平成13年度実績 入館者 14,651人 入館料 1,964,360円			

使用料、手数料等の取扱い

 専門部会・分科会名
 業務コード・NO、事務事業名

 産業経済部会 農林畜産分科会
 C 1 a 420
 特産品加工センター管理

協議事業(使用料)名

製茶工場使用料

下甑村	下甑村以外の市町村	課題・問題点	調整方針案
下甑村製茶工場使用料	該当なし	下甑村のみの製茶工場使用料である。	1 現行のまま新市に引き継ぐ。
使用料の明細			
生葉100gにつき 21円 (生葉100g未満は100gとする)			
減免・免除規定			
関係条例·規則等 下甑村製茶工場の設置及び管理に関する条例			
平成13年度実績 1,857kg 409千円			

業務コード・NO、事務事業名

C4b10 水産物地方卸売市場

協議事業(使用料)名

水産卸売市場使用料

NEW CHANKING					
川内市	川内市以外の町村	課題・問題点	調整方針案		
水産卸売市場使用料	該当なし	 川内市のみの水産卸売市場使用料であ る。移転計画がある。	1 現行のまま新市に引き継ぐ。		
使用料の明細		る。 杉準公司 回ガ める。			
月3,000円の定額及び売上総額の1,000分の1に相当する額の合計額					
減免・免除規定 市長は、使用者の責めに帰すことができない事由により市場を使用できないとき、その他市 長が公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。					
関係条例·規則等 川内市水産物地方卸売市場条例					
平成13年度実績 153,118千円					

使用料、手数料等の取扱い

専門部会・分科会名 産業経済部会 水産分科会 業務コード・NO、事務事業名 C 4a5 0 漁港専用許可

協議事業(使用料)名

漁港施設使用料

上甑村	上甑村以外の市町村	課題・問題点	調整方針案	
小島漁港施設使用料	該当なし	上甑村のみの施設使用料である。	1 現行のまま新市に引き継ぐ。	
使用料の明細 漁港内の村有地に養殖施設を作っている。				
滅免・免除規定				
関係条例・規則等 漁港管理条例 漁港管理条例施行規則				
平成 1 3 年度実績 126,804 円				

 専門部会・分科会名
 業務コード・NO、事務事業名

 産業経済部会 水産分科会
 C 4 b 2 0 水産関係施設の管理に関すること

船待施設使用料				
上甑村	下甑村	鹿島村	上甑村・下甑村・鹿島村以外の市町村	
船待施設使用料 使用料の明細	使用目的 料 金 事務室・荷物取扱室 月 20,000円 売店 月 12,000円 自動販売機の設置 1機当たり月 5,500円	船待施設使用料 使用料の明細 種 別 料 金 事務室・倉庫月 20,000円 待 合 室 月1㎡当たり 500円 売 店 月 5,000円	該当	á な し
2 平良港旅客待合施設 2 平良港旅客待合施設 2 平良港旅客待合施設設置及び管理に関する条例 中職港旅客待合施設設置及び管理に関する条例 中職港旅客待合施設設置及び管理に関する条例 中職港旅客待合施設設置及び管理に関する条例 中職港旅客待合所設置及び管理に関する条例 中度港旅客待合所設置及び管理に関する条例施行規則 平良港旅客待合所設置及び管理に関する条例施行規則		減免・免除規定 関係条例・規則等 鹿島村船待施設設置及び管理に関する条例 施島村船待施設設置及び管理に関する条例 施行規則	課題・問題点 上甑村・下甑村・鹿島村の施設使用料である。金額等が違っている。	調整方針案 5 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

使用料、手数料等の取扱い

専門部会・分科会名

業務コード・NO、事務事業名

産業経済部会 観光イベント分科会 C7a30 水産関係施設の管理に関すること

協議事業(使用料)名

離島住民生活センター使用料

鹿島村			鹿島村以外の市町村	課題・問題点	調整方針案
離島住民生活センター値	使用料		該当なし	鹿島村のみの施設使用料である。	1 現行のまま新市に引き継ぐ。
使用料の明細 減免・免除規定 使用料は、公的行事の 目的で利用する場合の ほか、管理者が特に認 める場合は、減額し又	食堂厨房 談話室	使用 用機用 料度開料金(1時間当た(1時間当た(1時間当た(1時間当た(1時間当た(1時間当た(1時間当た(1時間当た(1時間当た)))) 500円 1,000円 300円 300円 300円 1,000円 300円 300円 300円 500円 300円 500円 300円 500円 300円	設当体リ	応両行いのい。	1 が100を4利中に可己酸人。
は免除することができる。 関係条例・規則等 鹿島村離島住民生活 鹿島村離島住民生活	満室 構考 1 半日とはに、 2 終日とはは、 4 夜間間料金、) 2ンター設置及び	基本料金・男子浴室500円。女子浴室300円加算料金・1人につき100円 前9時から午後1時まで又は午後1時から午後5時までをいう 午前9時から午後5時までをいう。 午後5時からをいう。 今暖房料については1時間満たないときも1時間とみなす。 「管理に関する条例 管理に関する条例			

専門部会・分科会名

業務コード・NO、事務事業名

産業経済部会 水産分科会

C4b20 水産関係施設の管理に関すること

協議事業(使用料)名

加丁施設使用料

加工爬設使用科	(上)地区区内1个1				
鹿島村	鹿島村以外の市町村	課題・問題点	調整方針案		
水産加工センター使用料 使用料の明細 使用期間 使用料 1日につき 1,800円 減免・免除規定 村長は、特別な事情があると認めるときは、前条の使用料を減免することができる。 関係条例・規則等 鹿島村水産加工センター設置及び管理に関する条例 鹿島村水産加工センター設置及び管理に関する条例施行規則	該当なし	現在は、1村が直営で管理している。使用料徴収はなし。	1 現行のまま新市に引き継ぐ。		

使用料、手数料等の取扱い

専門部会・分科会名 業務コード・NO、事務事業名 産業経済部会 商工業・運輸分科会

C5b10 商工会議所及び商工会に関すること

協議事業(使用料)名 産業施設使用料

入来町	里村	入来町・里村以外の市町村	課題・問題点
	産業振興会館使用料 使用料の明細 種 別 料 金		入来町・里村の施設使用料である。内容・金額等が違っている。
大研修室 400 500 1,200 1,000 500 技術研修室 200 300 600 500 150 小研修室 200 300 600 500 100 (2)研修館の休館日及び夜間使用	事務室月7,500円会議室1回当たり1,100円自動販売機の設置たばこ1機当たり月600円ジュース類1機当たり月2,400円		
研修館は、土曜の午後及び日曜・祝祭日を休館とするが、町長が必要があると認めた場合は、使用する。なお、17時以降の使用についても町長が必要を認めた場合のみとする。 減免・免除規定町長は、必要があると認めるときは使用料を減額し、又は免除することができる。	減免・免除規定 村長が特に必要と認めたときは、使用料を免除することができる。 関係条例・規則等 里村産業振興会館設置管理条例 里村産業振興会館設置管理条例施行規則		調整方針案 5 新市に移行後も当分の間現行のとおり とし、随時調整する。
関係条例・規則等 入来町勤労者技術研修館の設置及び管理に関する条例 入来町勤労者技術研修館の設置及び管理に関する条例施行規則	平成13年度実績 94,500円		

専門部会・分科会名 業務コード・NO、事務事業名

産業経済部会 企業誘致・港振興分科会 C6c30 勤労青少年·婦人福祉施設

協議事業(使用料)名

勒受害小年ホーム使用料

<u> </u>				
川内市	川内市以外の町村	課題・問題点	調整方針案	
勤労青少年ホーム使用料	該当なし	川内市のみの施設使用料である。	1 現行のまま新市に引き継ぐ。	
使用料の明細 区 分 施設使用料 (1時間当たり) (1時間当たり) (1時間当たり) (200円 講習室(和室) 200円 200円 料理講習室 300円 200円 集会室 200円 200円 アトリエ室 200円 200円 億考 使用時間が1時間に満たない場合は、1時間とみなす。				
減免・免除規定関係 市長が特に必要と認めた場合 条例・規則等 川内市勤労青少年ホーム設置条例 川内市勤労青少年ホーム設置条例				

使用料、手数料等の取扱い

	業務コード・NO、事務事業名			
産業経済部会 観光イベント分科会	C7a30 観光施設維持管理			
協議事業(使用料)名				
キャンプ場使用料				
東郷町	里村	下甑村		
使用料の明細	使用料の明細 種 別 単 位 使 用 料 備 考 パンガロー 1泊につき 8,000円 6人用 テントサイト 1泊につき 1,000円 6人用 テントサイト 1泊につき 1,000円 6人用 次 事 用 具 1セット1日につき 300円	 下甑村有料公園施設使用料 種別単位使用料構・ パンガロー 1棟につき1日 10,000円 8人用 1棟につき1日 5,000円 5人用 ラント 1張り1日につき 2,000円 6人用 テント 1付け日につき 300円 キャンピングセット 1セット1日につき 1,000円 減免・免除規定 村長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは使用料の全部又は一部を免除することができる。 関係条例・規則等・下甑村海水浴施設使用料 区分 金額 100円 コインロッカー 1回 100円 コインロッカー 1回 100円 コインロッカー 1回 100円 減免・免除規定 なし 関係条例・規則等 下甑村海水浴施設の設置及び管理に関する条例 		
川内市・樋脇町・入来町・祁答院町・上甑村・鹿島村	点題・題s	調整方針案		
該当なし	今後見直しが必要であるが、急激な変動は控えるべきである。	1 現行のまま新市に引き継ぐ。		

使用料、手数料等の取扱い

専門部会・分科会名 業務コード・NO、事務事業名 産業経済部会 観光イベント分科会 C 7a10 観光イベント事業

協議事業(使用料)名

寺山いこいの広場使用料

該当なし	運営等の検討が必要。	1 現行のまま新市に引き継ぐ。

専門部会・分科会名 業務コード・NO、事務事業名 産業経済部会 観光イベント分科会 C7a30 観光施設維持管理

協議事業(使用料)名字 中面 入 館料

宇宙館入館料			
川内市	川内市以外の町村	課題・問題点	調整方針案
宇宙館入館料 使用料の明細	該当なし	開館して5年たち、利用者も減少傾向に	1 現行のまま新市に引き継ぐ。
入 館 料 区 分		あるので、リニューアルの必要がある。	
個人 団体(20人以上) 年間入館券			
大人 1人1回 500円 1人につき1回 400円 1人1年間 1,000円			
小中学校児童生徒 1人1回 300円 1人につき1回 250円 1人1年間 500円			
備考			
(1)大人とは,中学生及び小学生以外の者で15歳以上のものをいう。			
(2)小学校に就学するまでの者は、無料とする。			
減免・免除規定 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、入館料を 免除し、又は減額することができる。			
関係条例:規則等 せんだい宇宙館の設置及び管理に関する条例 せんだい宇宙館の設置及び管理に関する条例施行規則			
平成13年度実績 入館料 5,817400円			

使用料、手数料等の取扱い

専門部会・分科会名 辛業・経済文部へ、毎144~8~14~14~	業務コード・NO、事務事業名		
音業経済部会 観光イベント分科会 	C7a30 観光施設維持管理		
岛議事業(使用料)名			
遊具使用料			
入来町	里村	上體	甑村
観光施設遊具使用料 	市の浦キャンプ場遊具使用料	県民自然レクリェーション村遊具使用料 使用料の明細	
名	使用料の明細	種類	料 金
白山白鉄AM 会議室、休憩施設 パラグライダーセット	(遊具使用料)		D 1 時間は 300円
ロリロ ロリ ロリロ ロリロ ロリロ ロリロ ロリロ ロリロ ロリロ ロリロ ロリロ ロリ ロリロ ロリロ ロリ ロリ	種 別 単 位 使用料	1 時間	引増ごとに 100円
使用料の明細	シーカヤック 1艇1時間につき 500円	テント 5 人用サイト	
区 分 料 金 (消費税相当額を含む)	テニスコート 1面1時間につき 300円	キャンプ用炊飯用具 1セッ	1.0
管理棟 1時間につき 200円 会議室 1時間につき 200円	テニスラケット 1本1時間につき 100円	ビーチパラソル 1本	1日 200円
シャワー施設 1人1回につき 100円	テニスポール 1セット(2個)につき 50円	<u>テニスラケット1本</u> テニスボール1セ	200円 200円 50円
休憩施設 1時間につき 200円 パラグライダーセット 1時間 1人用 200円 · 2人用 300円		テニスシューズ1足	100円
ソリ 1日 1人 100円	減免・免除規定 村長は、特別な事情があると認めるときは、使用料を減免することができる。	ゴーカート車1周	200円
<u>【その他の施設 】3.3㎡当たり 1日10円</u> 域免・免除規定関係	関係条例·規則等	<u> 釣 り 竿 1本</u> バーベキューセット 1セッ	<u>100円</u> ット 1日 300円
町長が必要と認める場合においては、使用料の全部又は一部を免除することができる。	型村自然レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例 里村自然レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例施行規則	パ タ - 1本	200円
·例·規則等	全的日然レグリエーション施設の設直及び管理に関する宗例施17規則	関係条例·規則等	da (T)
入来町観光施設の設置及び管理に関する条例		上甑村観光用遊具の設置及び管理に関する	余例
下甑村	川内市・樋脇町・東郷町・祁答院町・鹿島村	課題・問題点	調整方針案
下甑村 下甑村スクーパダイビング拠点施設使用料	川内市・樋脇町・東郷町・祁答院町・鹿島村 該当なし	課題・問題点 それぞれ用具・金額が違っている。	調整方針案 1 現行のまま新市に引き継ぐ。
下甑村スクーパダイビング拠点施設使用料(タンク使用料)			
下甑村スクーパダイビング拠点施設使用料 (タンク使用料) 区 分 金 額			
下甑村スクーパダイビング拠点施設使用料 (タンク使用料)			
下甑村スクーパダイピング拠点施設使用料 (タンク使用料) <u>区分</u> 金額 1 村外のダイバーが使用する場合 1本 2,000円 2 村内の漁業者及び村内のダイバーが使用する場合 1本 1,000円			
下甑村スケーパダイピング拠点施設使用料 (タンク使用料) 区分 金額 1 村外のダイバーが使用する場合 1本 2,000円 2 村内の漁業者及び村内のダイバーが使用する場合 1本 1,000円 (器材使用料) 区分 金額			
下甑村スケーパダイピング拠点施設使用料 (タンク使用料) 区分 金額 1 村外のダイバーが使用する場合 1本 2,000円 2 村内の漁業者及び村内のダイバーが使用する場合 1本 1,000円 (器材使用料) 区分 金額 ダイピング用ジャケット 1日 1,000円			
下甑村スクーパダイビング拠点施設使用料 (タンク使用料) 区分 金額 1 村外のダイパーが使用する場合 1本 2,000円 2 村内の漁業者及び村内のダイパーが使用する場合 1本 1,000円 (器材使用料) 区分 金額			
下甑村スクーパダイビング拠点施設使用料 (タンク使用料) <u>区 分 金 額</u> 1 村外のダイパーが使用する場合 1本 2,000円 2 村内の漁業者及び村内のダイパーが使用する場合 1本 1,000円 (器材使用料) <u>区 分 金 額</u> ダイビング用ジャケット 1日 1,000円 レギュレター 1日 1,000円 ス-ツ 1日 1,000円 マスク 1日 500円			
下甑村スクーパダイビング拠点施設使用料 (タンク使用料) <u>区分金額</u> 1 村外のダイバーが使用する場合 1本 2,000円 2 村内の漁業者及び村内のダイバーが使用する場合 1本 1,000円 (器材使用料) <u>区分金額</u> <u>ダイビング用ジャケット</u> 1日 1,000円 レギュレター 1日 1,000円 スーツ 1日 1,000円			#3
下甑村スクーパダイビング拠点施設使用料 (タンク使用料) <u>区分</u> 金額 1 村外のダイバーが使用する場合 1本 2,000円 2 村内の漁業者及び村内のダイバーが使用する場合 1本 1,000円 (器材使用料) <u>区分</u> 金額 ダイビング用ジャケット 1日 1,000円 レギュレター 1日 1,000円 スーツ 1日 1,000円 マスク 1日 500円 フィン 1日 500円			#3
下甑村スケーパダイピング拠点施設使用料 (タンク使用料) 区分 金額 1 村外のダイバーが使用する場合 1本 2,000円 2 村内の漁業者及び村内のダイバーが使用する場合 1本 1,000円 (器材使用料) 区分 金額 ダイピング用ジャケット 1日 1,000円 レギュレター 1日 1,000円 レギュレター 1日 1,000円 マスク 1日 500円 フィン 1日 500円 フィン 1日 500円 フィン 1日 500円 ブーツ 1日 500円 グローブ 1日 500円			
下甑村スクーパダイピング拠点施設使用料 (タンク使用料) 区分 金額 1 村外のダイバーが使用する場合 1本 2,000円 2 村内の漁業者及び村内のダイバーが使用する場合 1本 1,000円 (器材使用料) 区分 金額 ダイピング用ジャケット 1日 1,000円 レギュレター 1日 1,000円 マスク 1日 1,000円 マスク 1日 500円 フィン 1日 500円 ブーツ 1日 500円 ブーツ 1日 500円 ブーツ 1日 500円 ブーブ 1日 500円			
下甑村スクーパダイピング拠点施設使用料 (タンク使用料) <u>区分</u> 金額 1 村外のダイバーが使用する場合 1本 2,000円 2 村内の漁業者及び村内のダイバーが使用する場合 1本 1,000円 (器材使用料) <u>区分</u> 金額 ダイピング用ジャケット 1日 1,000円 レギュレター 1日 1,000円 レギュレター 1日 1,000円 マスク 1日 500円 マスク 1日 500円 フィン 1日 500円 フィン 1日 500円 ブーツ 1日 500円 グローブ 1日 500円 (施設使用料) <u>区分</u> 金額 1日 500円			
下甑村スクーパダイビング拠点施設使用料 (タンク使用料) 区分 金額 1 村外のダイバーが使用する場合 1本 2,000円 2 村内の漁業者及び村内のダイバーが使用する場合 1本 1,000円 (器材使用料) 区分 金額 ダイビング用ジャケット 1日 1,000円 レギュレター 1日 1,000円 レギュレター 1日 1,000円 マスク 1日 500円 マスク 1日 500円 フィン 1日 500円 ブーツ 1日 500円 ブーツ 1日 500円 グローブ 1日 500円			#0 = 00000000

使用料、手数料等の取扱い

協議事業(使用料)名

観光センター「ながめ」使用料

上 しし ノ	101 00 010	1				
		上甑村		上甑村以外の市町村	課題・問題点	調整方針案
観光センター「ながめ	り使用料			該当なし	上甑村のみの施設使用料である。	1 現行のまま新市に引き継ぐ。
使用料の明細						
	施 設	料 金]			
	観光センター	月額 21,000円				
関係条例・規則等 観光センター設置	及び管理に関する条例					
平成13年度実績 252,000円						
252,000円						

 専門部会・分科会名
 業務コード・NO、事務事業名

 産業経済部会 観光イベント分科会
 C 7 a 3 0 観光施設維持管理

協議事業(使用料)名

県民自然レクリエーション施設使用料

	上甑村			上甑村以外の市町村	課題・問題点	調整方針案
県民自然レクリエーション施設使用料 使用料の明細	ł			該当なし	上甑村のみの施設使用料である。	1 現行のまま新市に引き継ぐ。
施設料	金	備考				
バースハウス (ロッカー) ^{1個に}	つき1回 100円					
キャンプ場 1人	1日 200円					
バンガロー 6人用	1棟 1泊 9,000円 1棟 1泊 11,000円 1棟 1泊 17,000円	電気・ガス・水道完備・寝具(オルケット)・冷蔵庫・炊事用一式(米・調味料はセット)・風機等の設備	7			
テニスコート 1面	(1時間) 500円					
釣 台 1回	(1 日 500円					
バーベキュー 施 設 1回	500円	アミ若しくは鉄板付き、日除け 根付き10基施設	E			
パターゴルフ 施 設 1ラウ	ンド (2時間 300円	人工芝18ホール				
関係条例・規則等 上甑村県民自然レクリエーション村の	の設置及び管理に関する	3条例				

使用料、手数料等の取扱い

専門部会・分科会名 産業経済部会 観光イベント分科会 業務コード・NO、事務事業名

C7a30 観光施設維持管理

協議事業(使用料)名

公園施設等使用料

祁答院町 祁答院町以外の市町村

藺牟田池自然公園施設等使用料

使用料の明細

公園施設の使用料

公園施設の種類及び名称	単 位	金	額	備	考
売 店	3.3㎡につき	月額	300円		
出店	基本料金	1日	500円		
Ш /п	3.3㎡につき	1日	200円		
ボートによる湖面の使用	1隻につき	月額	1,200円		
自転車による公園の使用	1人乗1台につき	月額	800円		
日松半による公園の使用	2人乗1台につき	月額	1,000円		

| 町長は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を減免することができる。

関係条例·規則等 藺牟田池自然公園施設の設置及び管理に関する条例

		公園施設	等の使用料				
[2	X		分	単	位	金	額
	1 キャンプ村	利用料金	Ž				
	(1)入村料(町内)		1人	1泊		50円
	"	(町外))		"	1	150円
	(2) テント1	号(4)	(用)	1張	1泊	1,0	000円
	テント2号	(8人用)		"	1,5	500円
	(3) テント打	持込料			"	1,0	000円
	(4)炊事用具	Į					
		釜		1	個	1	100円
		鍋			"	1	100円
	飯		盒		"	1	100円
	食		器		"		20円
	(5)寝	具	類				
	毛		布	1枚	1泊	1	150円
	グラント	・シート			"	1	100円
	ゴ		ザ		"		50円
	(6)管理棟,	集会室		3 時間	ごと1室	1,0	000円
l	2 つ り	料	金	1 .	1日		วกก≖

課題・問題点 調整方針案 管理運営体制について、総合的な管理の 1 現行のまま新市に引き継ぐ。 必要がある。

該当なし

専門部会・分科会名

業務コード・NO、事務事業名

産業経済部会 商工業・運輸分科会

C5d50 市営駐車場に関すること

協議事業(使用料)名

駐車場使用料

同工——701又713个1				
川内市	市	川内市以外の町村	課題・問題点	調整方針案
市営市街地駐車場使用料		該当なし	川内市のみの使用料である。	1 現行のまま新市に引き継ぐ。
使用料の明細				
ときは、 を加算し 7時間を超え48時間以内 900円 48時間を超える場合 900円に4 時間未満	日 48時間を超える24時間(24 病のときは、24時間とす こつき90円を加算した額 する条例			

使用料、手数料等の取扱い

専門部会・分科会名

業務コード・NO、事務事業名

産業経済部会 観光イベント分科会

C7a40 観光船管理運営

里村	上額村	下甑村
		. , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
₽船「きんしゅう」使用料		光船「おとひめ」乗船料
金額		甲料の明細 遊覧コース} に人一人・2,000円
使 用 区 分 Aコース Bコース	旭 政 科 並	、人一人・1,000円 1歳未満の者・無料
大 人 1,500円 2,000円		1歳以上6歳未満の者・小人1人分(大人1人と同伴の場合) 引引
小 児 750円 1,000円 個人 1 歳 未 満 の 者 無 料 無 料		3体障害者(介護者を含む)上記金額の5割引 精神薄弱者(介護者を含む)上記金額の5割引
1	小人 1回 1,000円	定置網コース}
(大人1人と同伴の場合に限る。) 無料無料		た人一人・1 , 500円 ・人一人・1 , 000円
個人 身体障害者及び精神薄弱者 上記金額の5割引		1歳未満の者・・無料 1歳以上6歳未満の者・・小人1人分(大人1人と同伴の場合)
割引 ー 般 上記金額の1割引		引引 身体障害者(介護者を含む)上記金額の5割引
団体 学生 大 人 上記金額の3割引	身体障害者 (介護者含む)上記金額の5割引	清神薄弱
小 児 上記金額の1割引		系条例·規則等 「甑村観光遊覧船の設置及び管理に関する条例
構考1 「Aコース」とは、里港を起点として冠崎、白瀬鼻、瀬戸口の沿岸を遊覧するコースをいう。 2 「Bコース」とは、里港を起点として松島、筒島、近島の小島を遊覧するコースをいう。 3 「大人」とは、中学生以上の者をいう。 4 「小児」とは、小学生以下の者をいう。 5 「学生」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(通信教育を含む。以下「学校等」という。)に修学する者をいう。 6 「身体障害者」とは、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の身体障害者手帳の交付を受けている第1程及び第2程の身体障害者をいい、「精神薄弱者」とは、昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「振育手帳制度について」に規定する療育手帳の交付を受けている第1程及び第2程の身体障害者をいい、「精神薄弱者」とは、昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「振育手帳制度について」に規定する療育手帳の交付を受けている第1種及び第2程の身体障害者を割ります。	備考 1 「大人」とは、12歳以上の者(中学生以上)をいう。 2 「小人」とは、12歳未満の者(小学生以下)をいい、運賃の適用については、 (イ) 6歳以上12歳未満の小児 (ロ) 大人に同伴されずに乗船する1歳以上6歳未満の小児 (ハ) 大人に同伴されて乗船する1歳以上6歳未満の小児であって大人1名につき1人は無料とし、それを超える小児 3 (イ) 「身体障害者」とは、身体障害者をいう。ただし身体障害者手帳の交付を受けている第1種及び第2種の身体障害者をいう。ただし身体障害者手帳を提示し、あらかじめ身体障害者系船運賃割引申込書を提出した者に限るものとし、介護者は、1名につき1名とする。	川内市・樋脇町・入来町・東郷町・祁答院町・鹿島村 該当なし 課題・問題点 調整方針案 東用料については現行で妥当。これ以上 1 現行のまま新市に引き継ぐ。
(1) 33年 は (1) 1日後のおいては、日本の情味がありませい。 1 13年 13年 13年 13年 13年 13年 13年 13年 13年 1	(ロ) 第2種身体障害者にあっては、片道101km以上を旅行する場合に 値_ 限る。 (ハ) その供「節息所海岸田滋賀半飲牧、運賃担守初守中結果」にトス	上げをすると利用者が減少する恐れがあ

使用料、手数料等の取扱い

専門部会・分科会名 業務コード・NO、事務事業名 産業経済部会 宿泊施設分科会 C8a70 利用料

協議事業(使用料)名

観光研修施設使用料

上甑村	上甑村以外の市町村	課題・問題点	調整方針案
観光研修施設「すのさき荘」使用料 使用料の明細	該当なし	観光協会との関係もあるが、観光協会が 統廃合された場合、使用料の減額等の調整 もしくは、委託先の変更が必要となる。	1 現行のまま新市に引き継ぐ。
種 別 単 位 金 額 使用料 月 額 220,000円			
減免・免除規定 研修等、村が公的行事の目的で利用するとき、特に村長が認める場合は使用料を免除する ことができる。			
関係条例・規則等 観光研修複合施設「すのさき荘」の設置及び管理に関する条例 観光研修複合施設「すのさき荘」の設置及び管理に関する条例施行規則			
平成13年度実績 2,640,000円			

専門部会・分科会名 業務コード・NO、事務事業名 産業経済部会 観光イベント分科会 C7a30 観光施設維持管理

休養施設使用料			
祁答院町	祁答院町以外の市町村	課題・問題点	調整方針案
体養施設使用料 使用料の明細 区 分 使 用 料 利用区分 休 養 施 設 1人1時間につき 50円 休 憩 料 1人1回につき 150円 入 浴 料	該当なし	祁答院町のみの施設使用料である。使用 料は開館以来の額である。	1 現行のまま新市に引き継ぐ。
減免・免除規定 町長は、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。 関係条例・規則等 祁答院町休養施設事業特別会計条例 祁答院町いむた滝の山森林浴の森の設置及び管理に関する条例			

使用料、手数料等の取扱い

 専門部会・分科会名
 業務コード・NO、事務事業名

 産業経済部会 宿泊施設分科会
 C 8 a 7 0 利用料

 協議事業(使用料) 名
 C 8 a 7 0 利用料

		下甑村	課題・問題点
利用省区分	1 宿泊料及び食事料 (単位:円) 利用料区分 単位 宿泊料 朝食 夕食 合計 合計 利用者区分 大人 1人 3,700 700 2,100 2,800 6,500 小学生 1人 2,900 700 2,100 2,800 5,700 幼児 1人 別定 実費 - (単位:円) 利用料区分 単位 宿泊料 ままま (単位:円) 利用料区分 単位 宿泊料 ままま (単位:円)	(単位:円) 利用者 単位 時間 個室 時間外割増 大人 1人 午前10時から 午後3時まで 800 1時間あたり200円 小学校児童 1人 400 1時間あたり100円 備考 (1) 休憩時間3時間以内は、表中の規定にかかわらず大人600円、小人300円とする。 (2) 1団体10人以上の団体が利用した場合は、次の割合で休憩料を割引きする。	利用者に対してのよりよいサービス 供や健全運営を行っていくための、 編
ア 宿泊人員30人以上49人まで 大人10%,小中学生20% イ 宿泊人員50人以上 大人20%,小中学生30% 利用料区分 単位 単位 金額 利用者区分 利用者区分 ぶとん 1組1,000 カラオケセット 1回2,000 茶羽織 1枚200 合表 1枚200 自転車 半日300 1日300 1日300 300 浴衣 1枚200 百転車 1日300 1日300 新鮮村離島体験宿泊施設の設置及び管理に関する条例 麻雀 1式1,500	(イ和・洋室)	ウ 休憩人員30人以上 大人及び小中学生40% 3 会場料 (単位:円) 室区分 金額 研 21帖 2,200 和室8帖 1,200 修 42帖 4,600 会議室 2,200 室 63帖 7,000 結婚式場 30,000 備考 (1) 和室の利用時間は午前10時から午後3時までとする。 (2) 研修室を結婚式等の披露宴に使用する場合は、表中の規定にかかわらず20,000円とする。 (3) 会議室及び研修室の利用時間は原則として午前10時から午後5時までとする。	
	ア 宿泊人員30人以上49人まで 大人10%,小中学生20% イ 宿泊人員50人以上 大人20%,小中学生30% 条例・規則等 瓶村離島体験宿泊施設の設置及び管理に関する条例	利用料区分 利用者区分 ぶとん 1組 1,000 カラオケセット 1回 2,000 茶羽織 1枚 200 自転車 1日 500 麻雀 1式 1,500	

使用料、手数料等の取扱い

専門部会・分科会名 業務コード・NO. 事務事業名 D3a130高齢者生活福祉センター運営委託事業 住民健康福祉 福祉 協議事業(使用料)名 高齢者生活福祉センター 里 村 下 甑 村 川内市・樋脇町・入来町・東郷町・祁答院町・上甑村 高齢者生活福祉センター利用料 高齢者生活福祉センター使用料 該当なし 高齢者生活福祉センター居住部門使用料 デイサービス部門 デイサービス部門 介護保険法第7条第11項の規定による利用者 食事1食につき 350円 食事サービスを受ける者 600₽ 利用1回につき 450円 利 用 料 金 荊 その他の利用者 食事サービスを受けない者 300円 食事1食につき 350円 料 1食につき 350円 訪問給食の利用者 利 用 料 金 訪問給食サービスを受ける者 400円 訪問入浴サービスを受ける者 300円 対象収入による階層区分 利用者負担額 1 1.200.000円以下 Α 0円 課題・問題点 В 1,200,001円~1,300,000円 4.000円 居住部門 1,300,001円~1,400,000円 7,000円 C 里村と下甑村、鹿島村の3団体だけであるが、使用者の対象収入階層 1.400.001円~1.500.000円 10.000円 基準徴収額 階層区分別徴収額 D 区分や利用者負担の金額が違う。 対象収入による階層区分 合 計 Е 1,500,001円~1,600,000円 13,000円 (月額) (月額) F 1.600.001円~1.700.000円 16.000円 1.700.001円~1.800.000円 19.000円 G 1.200.000円以下 50.000E 0円 50.000円 Н 1.800.001円~1.900.000円 22,000円 1.200.001円~1.300.000円 50.000 P 4.000円 54.000円 1,900,001円~2,000,000円 25,000円 2.000.000円以上 30.000円 1.300.001円~1.400.000円 50.000円 7.000円 57.000円 2 光熱水費の実費 居住部門の利用に伴う光熱水費の実費については、利用者が負担するものとする。 D 1,400,001円~1,500,000円 50,000円 10.000円 60,000円 減免·免除規定 村長は特に必要があると認める場合は、別表に定める 利用料を減額し、又は、免除することができる。 1,500,001円~1,600,000円 50,000円 13,000円 63,000円 ・下甑村高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例 66,000円 1,600,001円~1,700,000円 50.000円 16.000円 鹿 島 村 調整方針案 1.700.001円~1.800.000円 50.000F 19.000円 69.000円 1 高齢者生活福祉センター居住部門使用料 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。 1.800.001円~1.900.000円 50.000円 22.000F 72.000円 対象収入による階層区分 利用者負扣額 1.900.001円~2.000.000円 50.000円 25.000円 75.000円 1,200,000円以下 0円 В 1,200,001円~1,300,000円 4,000円 2.000.001円~2.100.000円 50.000円 30.000円 80.000円 1,300,001円~1,400,000円 7,000円 2.100.001円~2.200.000円 50.000F 35.000円 85.000円 1,400,001円~1,500,000円 D 10.000円 1,500,001円~1,600,000円 13.000円 40.000円 2,200,001円~2,300,000円 50.000円 90,000円 1,600,001円~1,700,000円 16,000円 2,300,001円~2,400.000円 45.000円 50.000円 95.000円 G 1,700,001円~1,800,000円 19,000円 1,800,001円~1,900,000円 Н 22,000円 2,400,001円以上 50.000円 50.000円 100,000円 1,900,001円~2,000,000円 25.000円 2,000,000円以上 30,000円 短期居住 2 光熱水費の実費 利用料金(日額) 3.000円 居住部門の利用に伴う光熱水費の実費については、利用者が 負担するものとする。 関係条例規則等 里村高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例 鹿島村高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例

使用料、手数料等の取扱い

専門部会・分科会名 業務コード・NO、事務事業名 住民健康福祉・福祉 D3b10高齢者福祉施設管理 協議事業(使用料)名 老人福祉センター使用料 上甑村 入来町 川内市・東郷町・祁答院町・里村・下甑村・鹿島村 老人福祉センター使用料 該当なし 老人福祉センター使用料 入浴料(1回) 区分 日本間 使用時間 ホール 町内の高齢者・身障者・母子寡婦 その他一般 9時~13時 半 日 300円 500円 13時~17時 120円 70円 全 日 500円 1000円 9時~17時 個人·団体·広間休憩(1日) 17時以降の使用 750円 450円 17時~21時 町内の高齢者・身障者・ 町外の高齢者・身障者・ その他一般 個人又は団体が祝賀会、興 1回につき4,000円 人数 母子寡婦等 母子寡婦等 行等に使用する場合 10人讫 100円 500円 減免 免除規程 ・老人の相談室・健康増進・教養の向上・レクリェーション等に 11人以上30人迄 1人につき70円 1人につき300円 1人につき400円 利用する場合 31人以上 1人につき70円 1人につき270円 1人につき350円 ・村長は、特に必要と認めるときは使用料の減免をすることが (団体5名以上10名迄についたは、相談に応じます) できる。 個室使用料 関係条例規則等 町内の高齢者・身障者・ 町外の高齢者・身障者・ 老人福祉センターの設置及び管理に関する条例 その他一般 人数 母子寡婦·小中学生等 母子寡婦·小中学生等 1日1人 400円 600円 桶脇町 700円 課題・問題点 調整方針案 老人福祉センター使用料 会場(広間)使用料 施設ごとの料金が不均一である。 新市に移行後も当分の間現行のと 1個室を除(休憩料(2時間当り 入浴料を含む) おりとし、随時調整する。 町内の高齢者・身障者・ 町外の高齢者・身障者・ 般 時間 区 分 町内老人・身障者 町外老人・身障者 母子寡婦·小中学生等 — 舟殳 母子寡婦等 1入当り 30円 100円 130円 3時間以内 1,500円 4,000円 3,000円 2 団体使用料個室外の使用(入浴料を含む) В 2.500円 6.000円 1 4 000円 町内老人・身障者 町外老人・身障者 一般 区分 広間使用者に対する入浴料は入浴料に準ずる。 10人まで 1.000円 1.200円 2.500円 展示会・映画等(営利)に利用の場合20,000円。 20人まで 1,500円 2.500円 5,000円 ただし夜間使用の場合、2割増しの料金となります。 30人まで 2.000円 3.200円 6.500円 宿泊料 40人まで 2,400円 3,500円 7,000円 50人まで 3.000円 4.500円 9.000円 X 分 一泊二食 夕 食 朝 素 泊 60人まで 3.600円 5.200円 10.500円 60人以上 4.000円 6.100円 12.200円 高齢者·身障者·母子寡婦 3 個室使用料 5,100円 2,500円 2,000円 600円 小人·大人·団体 区分 町内老人·身障者 町外老人·身障者 —船 身障者付添人 1日2人まで 400円 500円 700円 600円 4,000円 3人以上は1人増すごとに4割加算とする。 6,600円 2,000円 減免 免除規程 (1ケ月以上宿泊者については、1日1,000円割引) ・町長は、公益上その他特に必要と認めるときは減免することができる。 減免·免除規程 関係条例規則等 ・1ヶ月以上宿泊者については、1日1,000円割引とする。 ・樋脇町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例 関係条例規則等 入来町高齢者福祉センターの設置及び管理に関する条例

使用料、手数料等の取扱い

専門部会・分科会名 業務コード・NO、事務事業名

住民健康福祉 福祉 D3 c 10 老人クラブ活動等補助

協議事業(使用料)名 屋内ゲートボール場施設

屋内ゲートボール場施設使用料

1 施設使用料

I BEXIXITY			
区分		時 間	金 額
屋内のゲートボールコート	小中高児童生徒	1 時間	200円
1面につき	一 般	1 時間	300
テニスコート1面につき	小中高児童生徒	1 時間	300
ブースコード 面に Je	一 般	1 時間	400
屋外のゲートボールコート		無 #	4

川内市

備考

- (1)使用者が入場料を徴収する場合は、本表使用料の2割増しとする。
- (2)使用時間が1時間に満たない場合は、1時間とみなす。
- (3)使用者が、電灯使用をする場合の使用料は、その電気料金に係る実費相当額をそれぞれの使用料に加算した額とする。

2 附属設備使用料

使用区分	使用者区分	単 位	使 用 料	備考
ゲートボール	小中高児童 生徒	1コートにつき	150円	ゼッケン及びタイマー除く
クートバール	一 般	1コートにつき	200	ビックノ及びタイマー味く
テニス審判台	小中高児童 生徒	1台につき	100	
ノーへ番打口	一 般	1台につき	200	
折りたたみ椅子		1脚につき	10	
長 机		1脚につき	30	
放 送 施 設		1 式	510	
ガスコンロ		1 台	100	

減免·免除規程

- ・市又は市の機関が主催する行事等に参加するとき。免除
- ・市又は市の機関と共催して行う行事等に使用するとき。使用料について、電灯使用料の実費使用額を除いた額。
- ·身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳又は原子爆弾被爆者に対する医療特別手当証書、特別手当証書・原子爆弾小頭症手当証書、等の交付を受けている者
- ・市小中学校体育連盟、川内市体育協会、川内市老人クラブ連合会若しくはその加盟団体、障害者等で構成された団体又は公民会組織が主催する行事等に使用するとき等。

関係条例規則等

- ・川内市屋内ゲートボール場の設置及び管理に関する条例
- 平成13年度実績(件数·金額) 17,289人 1,788,710円

もくもくふれあい館使用料

1時間当り

-									,
	X			分		町	内	町	外
ſ	ゲートボール	ノコート		小、中、	高校生	無	料	20	0円
L	(1コート当	当り)		_	般	200)円	4	00
ſ	照	明	施	設		30	00	6	00

樋 脇 町

2 附属設備等使用料

1回当り

X	分	町	内	町	外
ゲートボール用具・	一式(1コート分)	50	0円	1,00	00円

減免·免除規程

- ・町長は、公益上その他特別の理由があると認める場合は、使用料を免除し、 又は一部の額を減額することができる。
- 関係条例規則等 樋脇町もくもくふれあい館の設置及び管理に関する条例

下 甑 村

1 高齢者多目的ホール使用料

使用料金 (1時間につき)

100円

関係条例規則等

下甑村高齢者多目的ホールの設置及び管理に関する条例

減免·免除規定

・村長は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

関係条例·規則等

・下甑村高齢者多目的ホールの設置及び管理に関する条例

平成13年度実績 0円

V PH

注 平成14年度より供用開始

入来町・東郷町・祁答院町・里村・上甑村・鹿島村	課 題 ・ 問 題 点	調整 方針 案
該当なし	施設ごとの料金体系が不均一である。	5 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

使用料、手数料等の取扱い

専門部会・分科会名 業務コード・NO、事務事業名

住民健康福祉専門部会健康管理分科会 D2f30 保健センター管理事業

協議事業(使用料)名

すこやかふれあいプラザ施設使用料

川内市	川内市以外の町村	課題・問題点	調整方針案
川内市 名称 すこやかふれあいプラザ施設使用料 使用料の明鯛 (施設使用料1 H 当り) 多目的ホール	川内市以外の町村 該当なし	課題・問題点 川内市のみの施設使用料である。	調整方針案 1 現行のまま新市に引き継ぐ。
関係条例・規則等 川内市すこやかふれあいブラザの設置及び管理に関する条例 川内市すこやかふれあいブラザ管理運営規則 平成13年度実績 1,451件 971,700円			

専門部会・分科会名 業務コード・NO、事務事業名 住民健康福祉・福祉 D3b10高齢者福祉施設管理

老人憩いの家等使	用料														
		里村						鹿島村			里村・鹿	島村以外の市町村			
トンボロ元気づく	り館利用料				憩いの家	尿使用料					該当なし				
利田料	半 日 終 日 夜 間 利用料					1使用料									
利用科	2,000円	4,000円	2,200円		半全	日日	300円 600		8時~12時 13時~17時 8時~17時						
村長が特に必 関係条例規則等	帳の交付をうけてし 要があると認めたと	. .	例		夜 1 酒席整 2 個人又 4,000円 減免・免除 ・老人クラ 関係条例	間 理料は個人 は団体等か とする。 余規程 ブ会合等も 規則等	750 (又は団体が使)	1,250 用する場合は1 席等に使用する	17時~22時 回につき1,000円とする。 3場合は1回につき		課題・問題点 里村と鹿島村の2村だけであるが、施設の が類似していない。	調整方針案 性格 1 現行のまま新市に引き継ぐ。			

使用料、手数料等の取扱い

専門部会・分科会名 業務コード・NO、事務事業名 住民健康福祉 福祉 D3 b 10高齢者福祉施設管理

協議事業(使用料)名

入来会館

		入来町			入来町以外の市町村	課題・問題点	調整方針案
入来会館使用	用料				該当なし	類似した施設と調整が必要である。	5 新市に移行後も当分の間現行のとおりと
室名		使用時間及び使用料		冷暖房料			し、随時調整する。
±	8時30分~17時 17時~23時 (時間当)		(時間当)				
大会	大会議室 800円 800円 500円		500円				
小会議室·和	和室·娯楽室	400円	400円	150円			
生活改	改善室	1人200円	1人200円				
· 公共的団体 · 公益上特に 関係条例規則 入来会館の設	しくは公共用の 本が社会福祉 必要が認められ	関する条例	事業のために使用	引するとき。			

業務コード・NO、事務事業名 専門部会・分科会名 住民健康福祉 福祉 D3b10高齢者福祉施設管理

里村					里村以外の市町村		課題・問題点	調整方針案
生きがい作業場使用料					該当なし	<u> </u>	里村だけの施設であり他に類似した施設は ない。	1 現行のまま新市に引き継ぐ。
半日終日夜間								
世州科	使用料 1,000円 2,000円 1,200円							
冷田	暖房使用料(1時	間につき500	円)					
関係条例規則等	手							
・里村老人生き		置及び管理に	関する条例					
		置及び管理に	関する条例					

使用料、手数料等の取扱い

専門部会・分科会名 業務コード・NO、事務事業名

住民健康福祉 D3K30公立保育所・保育園運営事業 福祉

協議事業(使用料)名

保育所

<u> </u>	里 村	里村以外の市町村	課題・問題点	調整方針案
保育所使用料		該当なし	里村だけの施設である。	1 現行のまま新市に引き継ぐ。
区分	保育料金(月額)		=1374.7 12.85 4 1374.	19973 19 01019/1/11 12 57 2 112 10
1歳児未満	30,000円			
1歳児以上2歳児未満	22,000円			
2歳児以上3歳児未満	17,000円			
3歳児以上	15,000円			
短期入所	•			
区分	保育料金(日額)			
年齢区分なし	3,000円			
減免・免除規程 ・村長は、保護者が生活保護法に ると認められる者については、保育 関係条例規則等 里村へき地保育所の設置及び管理	育料の減額又は免除すること			

専門部会・分科会名 業務コード・NO、事務事業名 住民健康福祉 福祉 D3 c 10ゲートボール場管理

			J	川内市				川内市以外の町村	課題・問題点	調整方針案
7ーチエリ- 施設使月	-場施設使用 月料	料						該当なし	川内市のみの施設であり他に類似したところがない。	1 現行のまま新市に引き継ぐ。
	使用時間 〜	午 前	午 後	夜間	午前~午後	午後~夜間	全 日		20,400	
用区分		9時~12時	13時~17時	18時~22時	9時~17時	13時~22時	9時~22時			
団体使用	高校生以下	500円	600円	600円	1,100円	1,200円	1,700円			
四体使用	一 般	1,000円	1,300円	1,300円	2,300円	2,600円	3,600円			
個人	使用			無	料					
ا <i>ت'</i>	団体使用にあ	明施設を使用でいては200円、個					り施設使用料			
IE'	団体使用にあ 月料		固人使用にあっ	ては50円をそれ	でれ加算した額		り施設使用料 考			
IE'	団体使用にあ 月料 区	っては200円、個分				領とする。 備	考			
	団体使用にあ 月料 区 弓	っては200円、個	個人使用にあっ 使用区分	ては50円をそれ 単位	れが算した額 使用料	領とする。	考			

使用料、手数料等の取扱い

#門部会・分科会名 住民健康福祉 福祉 第3コード・MO、 #務寿業名 日3 c 10 ゲートボール場管理

協議事業(使用料) 名 サンアビリティーズ川内

サンアビリティーズ川内

1 施設使用料

		使	用時間	午前	午後	夜間	午前 ~ 午後	午後 ~ 夜間	全日
使用	用区分			8時30分~ 12時	12時~ 17時	17時~ 22時	8時30分~ 17時	12時~ 22時	8時30分~ 22時
		アマチュアスポーツに使	小中高 児童生徒	円 600	円 900	円 1,200	円 1,300	1,900	2,30
専	入場料等 を徴収し	用するとき	その他 の団体	1,200	1,800	2,300	2,600	3,800	4,30
用	ない場合	文化的催物に使用する。 は宣伝を目的としな		2,300	3,500	5,800	5,400	8,900	9,50
使	使用者が入場料等	アマチュアスポーツに使	用するとき	3,500	5,800	8,100	8,800	13,400	15,2
用	を徴収す る場合	文化的催物に使用する。 は宣伝を目的としな		6,900	11,500	17,400	17,700	28,100	31,6
		会議室(一室につき)		700	900	1,200	1,300	1,900	2,30
	団体	小中高児童生	徒			10	150円		
— 般	使用	— A	ī. Ž			10	300円		
使用		小中学校児童生	€徒			10	30円		
用	個人 使用	高等学校生徒	ŧ			10	40円		
		— A	ļ			10	70円		

川内市

2 附属設備使用料

使用区分	使用者区分	単 位	使用料	備考
卓球	小中高児童 生徒	1台につき	円 50	ラケット及び球を除く。
7	一 般	1台につき	80	
バトミントン	小中高児童 生徒	1 コートにつき	100	
N I C J I J	— 般	1 コートにつき	150	コックを除く。
バレーボール	小中高児童 生徒	1 コートにつき	150	ボールを除く。
7(0-11-10	一 般	1 コートにつき	200	かールを除く。
バスケットボール	小中高児童 生徒	1 コートにつき	400	ボールを除く。
/(X) 9 M-W	一 般	1 コートにつき	600	かールを除く。
ソフトテニス	小中高児童 生徒	1 コートにつき	200	ラケット及びボール
	一 般	1 コートにつき	300	を除く。
その他の種目	小中高児童 生徒	バトミントン1コート 相当部分につき	100	
との他の程日	一 般	バトミントン1コート 相当部分につき	150	
折りたたみ椅子		1 脚 に つ き	10	使用1回につき
長 机		1 脚 に つ き	30	使用1回につき
放 送 設 備		1 式	510	使用1回につき (マイク2本付)

臨時売店等の使用料

THE 3 YOU 17(1)				
X	分	単 位	使用料	備考
臨 時 売	店	日 額	2、060円	指定の場所に限る。
ウ お に ま		月額1台につき		売上額の100分の2相当額
自動販売機その他		月額1台につき		売上額の100分の5相当額

減免·免除規程

- ・障害者、障害者団体又は障害者に準ずる者と市長が認める者及びこれらの者に付き添う者が使用する場合無料
- ・全額を免除する場合は、市又は市の機関が主催する行事等に参加する場合
- ・使用料を免除する場合は、市又は市の機関が共催して行うアマチュアスポーツ大会又は行事等に参加するとき
- 市小中学校体育連盟が主催して行う児童生徒を対象とするスポーツ大会に参加する場合等

関係条例規則等

サン・アビリティーズ川内の設置及び管理に関する条例

平成13年度実績(件数·金額) 22,427人 972,770円

川内市以外の町村	課題・問題点	調整方針案
該当なし	川内市だけの施設である。	1 現行のまま新市に引き継ぐ。

使用料、手数料等の取扱い

 専門部会・分科会名
 業務コード・NO、事務事業名

 住民健康福祉部会 環境分科会
 D5-(10 火葬場(施設・使用料)

協議事業(使用料)名

			川内市			川内市以外の町村	課題・問題点	調整方針案
呂称 斎場等施設 吏用料の明		葬祭場施設使用料					葬祭場等の施設使用料を徴収しているのは川内 市のみである。	1 現行のまま新市に引き継ぐ。
		使,	用 料					
区分		合は使用者)の住所	死亡者(年忌等の場合は使用者)の住所が本市にない場合	備考	減免・免除規定 市長は、公益上その他特に必要と認めるときは、使 用料を減免することができる。			
		5,150円	10,300円	+77 \ EL 1 + 1 1 1 1 1 1 1 1 1				
斎場	3時間以内	超過時間は1時間当たり 510円	超過時間は1時間当たり 1,030円	て、1時間	関係条例・規則等 ・川内市の葬祭場の設置及び管理に関する条例 ・川内市葬祭場管理運営規則			
í F		10,300円	20,600円	未満の時間 は1時間と	/// J.1254-37 81 1-7-7-1707/J			
通夜室	24時間以内	超過時間は1時間当たり 1,030円	超過時間は1時間当たり 2,060円	みなす。	平成13年度実績 ·(市内)通夜室13件、斎場13件			
X	分	単位	使用	料	·(市外)通夜室 5件、斎場 4件 544,240円			
自動販	売機の設置	1台につき月額	月間売上額の100分	分の5相当	·自販機 2台分 13,420円			

専門部会・分科会名 住民健康福祉部会 環境分科会 第地(公営墓地の状況)

協議事業(使用料)名

墓地使用料

川内市	入来町	川内市・入来	町以外の町村
名称 臺地使用料 使用料の明細 名 称 単 位 金額 芸ノ尾第1墓地 1 ㎡当たり 20,000円 芸ノ尾第2墓地 1 区画(5 ㎡) 190,000円	名称 墓地使用料 使用料の明細 名称 単位 金額 向山墓地 1区画(6.4㎡) 300,000円 減免、免除規定		な し
減免、免除規定 市長は、特別の理由があると認めたときは、使用料を免除し、又はその一部を減額することができる。 関係条例・規則等 ・川内市墓地の設置及び管理に関する条例 ・川内市墓地の設置及び管理に関する条例施行規則 平成13年度実績 ・芸ノ尾第2墓地 4件 760,000円	町長は、特別の理由があると認めたときは、使用料を免除し、又はその一部を減額することができる。 関係条例・規則等 ・入来町営墓地の設置及び管理に関する条例 ・入来町営墓地の設置及び管理に関する条例施行規則 平成13年度実績 ・2件 600,000円	課題・問題点 立地場所、建設年度、施設の内容が異なる。	調整方針案 1 現行のまま新市に引き継ぐ。

使用料、手数料等の取扱い

専門部会・分科会名 建	設専門部会 土木分科会	業務コード・NO、事務事業名 E1 p 10	道路・	河川占	用許可関連事務	協議事業(使用料)名	道路占用料	
	占 用 物 件		単	位	川内市	樋脇町・入来町・東郷町・里村 上甑村・下甑村・鹿島村	祁答院町	課題・問題点・川内市、樋脇町、入来町、東郷町、里村、上甑
	☆ 4 廷爾+ }		_		乙地	<u></u> 万地	丙地	村、下甑村、鹿島村は、県条例に準拠し占用料 を徴収している。最も新しい県条例に対応してい
`+~````	第1種電柱		_		1,000	620		るのは川内市である。
法第32条第1項第1号	第2種電柱		_		1,600	620		
に掲げる工作物	第3種電柱		┙	年	2,100	620		・祁答院町は徴収していない。
ı	第1種電話柱		→	-	910	230		・占用料の有無及び金額に差異があるので調整
ı	第2種電話柱 第3種電話柱		_		1,500	230		が必要である。基本的には市としての区分である
1	THE CARLE		_		2,000	230		乙地の料金に移行していく。
ı	その他の柱類 共架電線その他上空に設ける線類		_	<u> </u>	70 9	460		
1			m	年	•			
1	地下電線その他地下に設ける線類		/(=)	7-	5		 	
1	路上に設ける変圧器		個	年	690			
	地下に設ける変圧器	央電 台 6	m¹ /⊞	年	470	540	 	
1	変圧塔その他これに類するもの及び公 広告塔	水电 前剂	個	年	1,400	540		
			mî	年	3,900	930		
	家屋その他これに類する工作物 その他のもの		mî m²	年	700	540		
	外径が0.1m未満のもの		m ^r	年年	1,400 47	540 46		
计第20名第1语第2日			m	-				
法第32条第1項第2号	<u>外径が0.1m以上0.15m未満のもの</u>	-		70 93	46 46			
に掲げる工作物	<u>外径が0.15m以上0.2m未満のもの</u>		_					
	外径が0.2m以上0.4m未満のもの		-		190 470	92		
1	<u>外径が0.4m以上1m未満のもの</u>	<u> </u>				230		
法第32条第1項第3号及7	「外位か」M以上のもの		- 2 - 2	左	930	460		
法弗 3 2 余弗 垻弗 3 亏及(7性*/bが1の+の	mf	年	1,400	A × 0.001		調整方針案
计等 2 2 复 5 4 西 5 7 日	地下街及び地下室	階数が1のもの	_		A × 0.003			- 一
法第32条第1項第5号		階数が2のもの	_		A × 0.005	A × 0.0016	 	2 合併時に、川内市の例により調整する。
に掲げる工作物) 元 D D	階数が3以上のもの	_		A × 0.006	A × 0.002		
1	通路	上空に設けるもの	_		2,600	460		
		地下に設けるもの	_		1,300	460	 	
	7.0/4.0.4.0	その他のもの	_		470	5.40		
计等 2 2 2 4 1万空 7 日	その他のもの	- A	2		1,400	540		
法第32条第1項第6号	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるも	SU)	mî m²		39	9		
に掲げる工作物	その他のもの	ロキかにきひけてもの	mî		390	93		
파스쑛 7 오쑛 1 모 I H	看板(アーチであるものを除く)	一時的に設けるもの	mî m²	月	390	93		
政令第7条第1号に掲	+面⇒並	その他のもの	mî →	年	3,900	930		
げる工作物	標識	ớy 가 너크 디 약 i - ᅡ	本	年	1,100	430		
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し一時的に設けるもの		日	39	9		
	ᇦ(Thᄉᅉァㄆᅉ᠈ᄆᄕᄱᄖ᠈ᅮᅕ	その他のもの	本 ************************************	月	390	93		
	幕(政令第7条第2号に掲げる工事	祭礼、縁日等に際し一時的に設けるもの			39	9		
	用施設であるものを除く)	その他のもの	m ^r		390	93		
	アーチ	車道を横断するもの	基	月	3,900	930		
자스쪽 기선쪽 A 모 I He i ii =		その他のもの	2	—	1,900	460		
以令男/杀男∠号に掲げる	工事用施設及び同条第3号に掲げる工事月		mî		390	93		
75人祭7夕祭(日12世	建築物	階数が1のもの	mi	年	A × 0.006	A × 0.018	\vdash	
政令第7条第6号に掲		階数が2のもの	_		A × 0.009	A × 0.025	 	
げる施設		階数が3のもの	_		A × 0.011	A × 0.032	\vdash	
İ	7.0/16.0 + 0	階数が4以上のもの	_		A × 0.013	A × 0.036	\vdash	
1	その他のもの				$A \times 0.006$	A × 0.018		

使用料、手数料等の取扱い

専門部会・分科会名 業務コード・NO、事務事業名

建設専門部会 土木分科会 E1 p 10 道路・河川占用許可関連事務

				下甑村				下甑村以外の市町村	課題・問題点
占用料								該当なし	下甑村のみの占用料である。
	土地占用料(種別)	单	L位	金額	備:	考		設当なり	
	電柱	本		510	占用物件たる電柱の支 の占用料は徴収しない				なお、新市においては、水路、里道等的に管理するため、「法定外公共物管理 の制定が必要である。
電気、ガス又は	<u></u> 鉄塔	基	年	720					
	顕名		1 '	69					
	樋管等の地下埋設物 直径50cm以上	m		130					
と 通施設用地	道路又は通路橋	m²	年	41					
農業用地	農地	m²	年	6					
	採草放牧地	L	_ '	6					
宅 地	専用住宅 倉庫、工場、造船所、事務所又は店舗	m²	年	90					
広工業用地		 		100 110					
加工耒用地	材料置場	m²	年	78					
上木建築用地	仮説工作物	2	-	110					
	材料置場	m²	年	78					
収水又は放水	ダム、水路又は暗きょ	m²	年	110					
6設用地	温泉施設	施設	#	14,000					
魚業用地	農業用工作物	m²	年	56					
	その他			23					
	遊船	隻	年	600					
娯楽施設用地	桟橋又は渡舟場 露店又は仮設興行場	m²	В	64 17					調整方針案
告宣伝施設用地	路広又は収設與1]場 広告板又は広告塔	m²	年		板又は塔の表面積によ	· Z			
その他	物干場又は物揚場	m²		69		. 5			6 廃止の方向で調整に努める。
C 07 E	係船〈い又は流木用〈い	本	年	77			減免・免除規定 村長は次の各号のいずれかに該当する場合は、		
	土石等採取料(種別)	4	L位	金額	備:	考	占用料等を減額又は免除することができる。		
	± .	 		100			(1)地方財政法第6条に規定する公営企業の ために占用等をする場合。		
		t		120			(2)農業のために占用等をする場合。		
	砂利	1 ,	m	150			(3)水管又はガス管の各戸引込管のために占 用等をする場合。		
	かき込砂利]		140			(4)小規模な通路橋又は配水管等のために占		
	ぐり 石	Ĭ		140			用等をする場合。		
転 石	直径60センチメートル未満	1 4	固	80		の額とする	(5)電線等の上空横過物のために占用等をする場合。		
T4 H	直径60センチメートル以上	<u> </u>	I	120		TO INC 7 G	(6)前各号に掲げる場合のほか、村長が特別		
	軽 石	۱ ا	m	150			な理由があると認める場合。		
	石 材 芝 草	 	m²	3,000			関係条例・規則等		
	<u> </u>	_	m		立木、枯損木、風倒	木 陪宝木	下甑村普通河川等管理条例		
	流水占用料(種別)	_	位	金額		考	平成13年度実績		
	でんぷん工業用水	毎	_	250		_			
	工業用水	秒		1,700					
	漁業用水	1 "	年	120					
	その他の用水	+ Q	1	940					1

使用料、手数料等の取扱い

專門部会·分科会名 建設專門部会 都市計画分科会	業務コード・NO、事務事業名 E3e20 駐車場法に関する事務		
協議事業(使用料)名 川内市営駐車場使用料			
川内市	川内市以外の町村	課題・問題点	調整方針案
川内市営駐車場使用料(時間駐車場分) ・ 1時間以内無料 ・ 1時間を超え7時間以内1時間を超え61時間につき 150円を加算した額 ・ 7時間を超え8時間以内は900円 ・ 48時間を超える場合900円に48時間を超える24時間 につき900円を加算した額 減免・免除規定なし 関係条例・規則等 ・ 川内市営駐車場の設置及び管理に関する条例 ・ 川内市営駐車場の設置及び管理に関する条例・ 川内市営駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則 平成13年度実績額 4,729千円 川内市営駐車場使用料(月極駐車場分) ・ 1月につき5,000円 減免・免除規定なし 平成13年度実績額 1,593千円		・実施地域のみの使用料であるので、現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、新幹線開業に向けて駅前立体駐車場の整備を行い使用料を見直す計画がある。	

協議事業(使用料)名

住宅駐車場使用料

工。已過工十二分一人					
川内市	樋脇町	入来町	川内市・樋脇町・入来町以外の町村	課題・問題点	調整方針案
川内市営住宅駐車場使用料 ・使用料 1区画 月額800円(県と同額) ・平成14年度から実施 ・県と合併団地(ハイタウン平佐住宅)のみ実施 他の住宅については、駐車場の整備状況を見ながら実施していく。 ・自動車保管場所管理組合に、1区画あたり300円の補助金を交付している。	·平成13年度実績額	駐車場使用料 ・使用料 1区画 月額800円 ・グリーンビレッジ入来 20戸 ・愛宕団地 16戸 ・1区画300円を報償費として管理協議会へ支出している。		- 徴収していない町村、団地がある。 - 屋根付駐車場がある。 - 各市町村の駐車場の整備状況及び管理事務補助金等との整合を図り、調整する必要がある。	5 新市に移行後も当分の間現行のとおりと し、随時調整する。

使用料、手数料等の取扱い

専門部会・分科会名 業務コード・NO、事務事業名

建設専門部会 都市計画分科会 E3h30 都市公園等の維持管理

協議事業(使用料)名

公園使用料

公園使用科			
川内市	樋脇町	里村	課題・問題点
公園使用料 1使用料 物品販売等 1日1m ² 30円 写真撮影業務 1日 230円 興行等 1日10m ² 50円 減免・免除規定 ・市長は、公益上その他の特別の理由があると認めたときは、使用料を免除し、又は一部の額を減免することができる。 関係条例・規則等 ・市公園財産の使用料徴収条例 ・市行政財産の使用料徴収条例 ・市道路占用料徴収条例 ・市公有財産規則 ・電気通信事業法施行令 平成13年度実績 使用8件 110千円	公園使用料 1使用料 行商・写真撮影(1日 100円) 興行 (1日10㎡ 5円) 競技会等(1日10㎡ 4円) 有料公園施設 タイマーコンセント1時間100円 屋外ステージタイマー1時間300円 上記で使用者が入場料を取る場合 1時間3,000円 減免・免除規定 ・町長は、公益上その他の特別の理由があると認めたときは、使用料を免除し、又は一部の額を減免することができる。 関係条例・規則等 ・ 樋脇町公園条例 平成13年度実績 使用8件 110千円	公園使用料 1使用料 ・行商、募金、その他類する行為 (1日 1㎡ 10円) ・競技会、展示会、その他の類する行為 (1日 10㎡ 10円) ・公園内の電気設備 (コンセント)(1時間当り 500円) ・クラブハウス休憩室 (半日1,000円,終日2,000円,夜間1,200円) 減免・免除規定 ・村長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは 使用料の全部又は一部を免除することができる。 関係条例・規則等 ・里村公園の設置及び管理に関する条例 平成13年度実績 なし	・使用料(単価)については、それぞれ単価が違うが、地域の実情等を考慮し調整する。 ・新市に移行後調整を図る。
下甑村	鹿島村	入来町・東郷町・祁答院町・上甑村	調整方針案
公園使用料 1使用料 ・行商,募金,その他類する行為 (1日 1㎡ 10円) ・競技会,展示会,その他の類する行為 (1日 10㎡ 10円) 減免・免除規定 ・村長は,公益上その他特別の理由があると認めたときは 使用料の全部又は一部を免除することができる。 関係条例・規則等 ・下甑村公園の設置及び管理に関する条例 平成13年度実績 11千円	公園使用料 1使用料 ・競技会その他これらに類する催し 1日につき 2,000円 減免・免除規定 ・村長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは使用料減免することができる。 関係条例・規則等 ・鹿島村の公園の設置及び管理に関する条例 平成13年度実績 なし	該当なし	5 新市に以降後も当分の間現行のとおりとし、 随時調整を図る。

使用料、手数料等の取扱い

専門部会・分科会名 業務コード・NO、事務事業名

協議事業(使用料)名
公営住宅使用料

川内市・樋脇町・入来町・東郷町・祁答院町・里村・上甑村・下甑村・鹿島村

課題・問題点

公営住宅使用料

市町村名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甑村	下甑村	鹿島村
団地数	43	11	15	13	7	6	6	15	3
戸数	1,362	149	193	176	93	39	57	94	41
月額使用料(最低額,円)	500	2,700	2,500	2,900	1,700	5,400	5,400	7,600	9,500
月額使用料(最高額,円)	49,400	36,800	40,800	28,000	26,300	21,700	28,000	66,700	21,100
平成13年度収納額(千円)	219,835	32,693	30,257	42,282	20,666	9,892	9,131	20,954	11,140

公営住宅使用料算出方法

公営住宅使用料の算出については、公営住宅法に定められている。 入居者の収入による家賃算定基礎額に団地の立地条件、住宅の規模、 経過年数などに基づく数値を乗じて決定します。

家賃算定基礎額

入 居 者 の 収 入	
123,000円以下	37,100円
123,000円を超え153,000円以下の場合	45,000円
153,000円を超え178,000円以下の場合	53,200円
178,000円を超え200,000円以下の場合	61,400円
200,000円を超え238,000円以下の場合	70,900円
238,000円を超え268,000円以下の場合	81,400円
268,000円を超え322,000円以下の場合	94,100円
322,000円を超える場合	107,700円

市町村立地係数は、川内市のみが0.75 その他の町村は、0.7となっています。 ・使用料の一元化を図ろうとすると家賃計算の基礎となる市町村立地係数(国から示されたもの)が、川内市は0.75、同市以外は0.7である。

・家賃計算については、新市の立地係数がどうなるか不明であり、利便係数等の取扱いをどうするかにもよるが、

試算として、現在の算出係数等のうち立地係数のみを川内市に合わせた場合、他町村では、現行の最低家賃が月額100円から1,200円の上昇。同最高家賃が0円から7,500円の上昇となる。

・新家賃が上昇することとなった場合には、

新市移行後、期間を設け、傾斜家賃により新家賃に移行する。

新市移行後、現行家賃の期間を設け、以後期間を定めて傾斜家賃で移行する。 等の方法が考えられる。

r・新家賃については、新市の利便係数等の取扱いにより、現行とほとんど変更ない場合 も考えられる。

調整方針案

5 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

使用料、手数料等の取扱い

専門部会・分科会名

業務コード・NO、事務事業名

建設専門部会 建築住宅分科会

E4e30 公営住宅収納管理

協議事業(使用料)名

一般住宅等使用料

樋脇町・東郷町・祁答院町・里村・上甑村・下甑村・鹿島村

一般住宅等使用料

町村名	樋脇	町	身	巨郷町	祁答	院町	里村	上賞	瓦村	下	甑村	鹿島村
住宅の種類	高齢者等向町営住宅	一般住宅	一般住宅	まちづくり促進住宅	一般住宅	独身者住宅	一般住宅	ふるさと住宅	NTT住宅	単身者向住宅	漁業従事アイター ン者用住宅	村民住宅
団地数	2	3	6	1	8	1	4	4	1	1	3	3
構造、戸数	木造平屋建 4戸	木造平屋建 9戸	木造平屋建6戸 木造2階 6戸	鉄筋コンクリート4階 10戸	木造平屋建 28戸	木造平屋建 20戸	木造 2 階建 8 戸 RC平屋建 3 戸 RC 2 階建 4 戸	R C 平屋建 8 戸 R C 2 階建 2 戸 C B 平屋建 1 戸 木造平屋建 2 戸	R C 2 階建 4戸	R C 3 階建 9戸	木造平屋建 3戸 RC平屋建 4戸	耐火2 10戸木造平屋建 1戸
1ヶ月使用料 (基本月額、円)	15,000	10,000 ~ 30,000	18,000 ~ 40,000	世帯向け50,000 単身向け30,000	19.000 ~ 21.000	13,000	19,000 ~ 27,000	10,000 ~ 27,000	32,500	16,000	6,000 ~ 19,000	12,000 ~ 23,000
備考					割増賃料なし	割増賃料なし						割増賃料なし

川内市・入来町	課題・問題点	調整方針案
該当なし	課題・問題点 ・使用料には、差異がある。 ・各住宅の建設の目的、入居対象者にも違いがある。 ・これまでの経過、地域の実情等に違いがあるので、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。	調整方針案 5 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

使用料、手数料等の取扱い

 専門部会・分科会名
 業務コード・NO、事務事業名

 教育
 G1c50 教職員住宅管理

協議事業(使用料)名 教職員住宅使用料

里村	上甑村	٦	下甑村	鹿島村	東郷町
教職員住宅使用料 3階建で住宅 1ヶ月 12,000円~13,000円 1戸建て住宅 1ヶ月 10,000円~13,000円	教職員住宅使用料 A型住宅(11棟) 1ヶ月 11,000円 B型住宅(21棟) 1ヶ月 9,500円 C型住宅(5棟) 1ヶ月 9,000円 教育長住宅使用料 教育長住宅 1ヶ月 25,000円	商易耐火平屋 木造平屋 簡易平屋 鉄筋コンクリート平屋	下限 49.50 6,500円 上限 51.10 11,000円 39.70 5,500円 下限 50.00 8,000円 上限 51.10 60.00 12,000円 F限 29.93 8,000円 上限 60.10 13,000円	A型住宅(6棟)1ヶ月 14,000円	参考(町営住宅使用料) 教職員住宅(1戸建) 月額20,000~28,000円 11棟 教育長住宅 月額 25,000円 (東郷町まちづくり促進町営住宅) ・世帯向け住宅 50,000円 ・独身者向け住宅 30,000円
川内市	樋脇町	入来町	祁答院町	課題・問題点	調整方針案
参考(財産収入) 教職員住宅44戸9,000円~33,000円	参考(財産収入) 1戸建て住宅 1ヶ月 24,000円	教職員住宅(1戸建て)14戸 8,400円 ~ 28,300円	参考(財産収入) 1戸建て住宅 1ヶ月 5,500円~ 18,000円 なお、物価変動、増築等の状況により 町長は入居料は変更できる。	会での協議の例により調整	5 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

 専門部会・分科会名
 業務コード・NO、事務事業名

 教育
 G1c90 学校開放事業

協議事業(使用料)名

学校施設使用料(屋外照明施設を除く。)

樋脇町	東郷町	祁答院町	樋脇町・東郷町・ネ	『答院町以外の市町村
学校建物使用料 ・教室 1室 (町内)午前 100円・午後 100円 (町外)午前 200円・午後 200円	学校施設使用料 ・教室 1室 1日 1,000円 ただし4時間未満 500円	教室等使用料	該	当なし
		1室1時間 100円(冷暖房)	課題・問題点	調整方針案
		(きゃんせ広場) 1室(時間 150円(照明) 1室(時間 100円(視聴覚設備) (音楽視聴覚室) 1室1時間 100円(視聴覚設備)	- 免除規定が必要 - ある程度の期間で調整すべきである。	5 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随 時調整する。

使用料、手数料等の取扱い

 専門部会・分科会名
 業務コード・NO、事務事業名

 教育
 G6a10 公民館維持運営管理業務 I

協議事業(使用料)名

協議事業(使用料)名 公民館等使用料(中央公民館、校区公民館その(也公民館施設)		
川内市	東郷町	祁答院町	上甑村
中央公民館使用料	公民館使用料 (午前)(午後)(夜間)(午前)(午後)(全日) (午後)(夜間)(午後)(夜間) ホール(入場料を徴収しない場合) 5,000 5,000 8,000 10,000 13,000 18,000 6,000 5,000 10,000 16,000 22,000 ホール(入場料を徴収する場合) 10,000 10,000 16,000 20,000 26,000 36,000 13,000 13,000 20,000 26,000 33,000 46,000 13,000 13,000 10,000 1,000 1,000 1,500 2,000 2,500 (冷暖 室・和室・調理研修室・研修室・製作学習室 500 500 1,000 1,000 1,500 2,000 2,500 (冷暖房料金)1時間毎 ホール(入場料を徴収する場合 500円)ホール以外の部屋(100円)(附帯設備使用料) 16ミリ映写機・スライド映写機・OHP・拡声装置 1,000円館内で使用する場合は1時間毎100円電気使用料として徴収プロパンガス 50円 電気 100円 東郷町に居住していないものが使用する場合の料金は、上記の使用料の3割を加算した額とする。	公民館使用料 (黒木地区公民館) 1時間につき 大会議室(ホール) 100円 大会議室室 50円 和 60円 控 室 30円 公民館等使用料 ・施設 -午前 - 午後5時以降- ホール 3,000 5,000 7,000 大広間 600 600 600 600 大広間 600 600 600 600 会議室 2 400 400 400 農事研室 600 600 600 600 会議選室 1 600 600 600 会議選室 2 400 400 400 副理工業 800 800 800 800 ・ 空調 冷房 暖房 (時間単価) ホール 2,000 1,500 ・ 記機備(1回又は1日) 視聴覚護具一式 2,000円 照明調整具 1,000円 だアノ(1日) ・ その他 1,800 1,300 ・ 記機備(1回又は1日) 視聴覚護具一式 1,000円 が送器具一式 1,000円 だアノ(1日) ・ その他 ホールの 3 割 調理室でガスを使用する場合 時間200円 人場場を徴する場合(ホール) 2 培	コミュニティセンター使用料 専用使用料 (入場料を徴収しない場合) ・体育スポーツに使用する場合 小・中・高・児童・生徒 1時間100円 その他の一般・団体 1時間200円 9:00~12:00 1,500 1,500 1,500 12:00~17:00 2,500 2,500 17:00~19:00 1,500 1,500 19:00~22:00 6,500 2,500 9:00~22:00 6,500 2,500 9:00~22:00 6,500 6,500 (入場料を徴収する場合) 9:00~12:00~17:00 5,000 7,500 12:00~17:00 5,000 7,500 12:00~17:00 1,500 12:00~17:00 1,500 12:00~17:00 1,500 12:00~17:00 1,50
下甑村	樋脇町	入来町	里村
公民館使用料 (1) 室使用料 (1) 年前9時から 正午から 午後5時から 午前9時から 正午まで 午後5時まで 午後10時まで 午後5時まで 年後5時まで 200 300 450 600 研修 室 200 300 400	公民館使用料 (午前) (午後) (夜間) ホール 1,200 1,400 1,600 研修室 1,100 1,300 1,500 大会議室 900 1,100 1,300 小会議室 500 700 900 小会議室 900 1,100 1,300 料理実習室 1,000 1,200 1,400 産業実習室 400 600 800	分館使用料(ふるさと会館) 室名 9:00~ 17:00~22:00 冷暖房料 大会議室 100 200 500 小会議室 100 200 150 調理実習室(一人当り 25 50 - 公園・広場 無料 (含ゲートボール場) 1時間未満は1時間とする。 分館使用料(八重集会所) 室名 9:00~ 13:00~ 17:00~22:00	公民館使用料 半日 終日 夜間 冷暖房(1時間当り) 大ホール 3,000 6,000 4,000 1,000 会議室等 1,000 2,000 1,200 500 照明機械等使用料(1回につき 1,000円) 半日とは8時30分から12時、又は13時から17時まで 終日とは8時30分から17時まで 夜間とは17時から21時まで
調理室 400 400 600 800	・研修室を間仕りにして、使用する場合 2分の1 ・時間区分を超えて使用する場合1時間につき400円	集会室 400 400 800 和室 200 200 400	課題・問題点
備考 冷暖房装置を使用するときは、1時間までごとに301円を上記使用料に 加算する。	・催事で入場料を徴収して使用する場合 (1)入場料等 200円未満のとき 2倍 (2)入場料等 200円以上のとき 3倍	調理実習室(一人当り 100 100 200 時間区分を超えて使用する場合は、1時間につき100円	・ 使用料金の格差、減免規定の調整
(2) 備品使用料 映 写 機 1 式 1回につき 500円	・特に電気、ガス等を多量に使用する場合 2倍	分館使用料(入来町勤労者福祉研修館) 室名 9:00~ 13:00~ 17:00~22:00	調整方針案
吹 9 (& 1 式 1回に)と 300円 その他備品 1 件 100円		集会室 400 400 800 和室 200 200 400 調理実習室(一人当り 100 100 200 時間区分を超えて使用する場合は、1 時間につき100円	5 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

使用料、手数料等の取扱い

 専門部会・分科会名
 業務コード・NO、事務事業名

 教育
 G6a70 博物館等運営管理

協議事業(使用料)名 博物館等使用料

川内市	入来町	下甑村	川内市・入来町・下甑村以外の町村	課題・問題点	調整方針案
歴史資料館入館料 大 人(個人)250円 (団体)200円 円 小中高(個人)100円 (団体) 50円 未就学児は無料	郷土館使用料 個人 団体(10名以上) 大人 200円 150円 小・中・高 100円 50円 未就学児は無料	歴史民俗資料館入館料 大人 1人1回につき 210円 児童、生徒 1人1回につき 110円 備考 20人以上の団体については、それぞれ上記の7割とする。 関係条例・規則等 下甑村歴史民俗資料館の設置及び管理 に関する条例	該当なし	・ 使用料金の格差、減免規定の調整	5 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

協議事業(使用料)名 少年自然の家使用料

川内市 川内市以外の町村 課題・問題点 調整方針案 少年自然の家使用料 該当なし 特になし 1 現行のまま新市に引き継ぐ。 研修施設 1人1研修につき 小中高児童生徒 それ以外の者 100円 150円 宿泊棟 小中高児童生徒 それ以外の者 1人1泊につき 100円 150円 小中高児童生徒 それ以外の者 1人1泊につき 100円 150円 1人1セットにつき 小中高児童生徒 それ以外の者 100円 150円

使用料、手数料等の取扱い

専門部会・分科会名 教育 教育振興施設 業務コード・NO、事務事業名 66a70 市民文化センター等運営管理業務

協議事業(使用料)名

協議事業(使用料) 名 市民文化センター等使用料		
川内市	入来町	課題・問題点
市民会館使用料	文化ホール使用料 使用時間 8:30 13:00 17:00 8:30 13:00 8:30 冷暖房 使用区分 13:00 17:00 22:00 17:00 22:00 1時間毎 入場料等 平日 を徴収しない場合 古一、祝日 14,000 14,000 20,000 24,000 34,000 14,000 20,000 24,000 34,000 14,000 20,000 24,000 34,000 14,000 20,000 24,000 34,000 14,000 20,000 24,000 34,000 14,000 20,000 24,000 34,000 14,000 20,000 24,000 34,000 14,000 20,000 24,000 34,000 14,000 20,000 24,000 34,000 14,000 20,000 24,000 34,000 14,000 20,000 24,000 34,000 14,000 20,000 24,000 34,000 14,000 20,000 24,000 34,000 14,000 20,000 24,000 34,000 50,000 24,000 34,000 14,000 20,000 24,000 34,000 54,000 15,000 16,000 22,000 32,000 38,000 54,000 15,000 16,000 22,000 32,000 38,000 54,000 15,00	・ 使用料金の格差、減免規定の調整
	・里村・上甑村・下甑村・鹿島村	調整方針案
	该当なし	5 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

使用料、手数料等の取扱い

 専門部会・分科会名
 業務コード・NO、事務事業名

 教育 教育振興施設
 G 6 b 1 0 社会体育施設運営・維持管理業務

協議事業(使用料)名

体育館等使用料			
Л	内市	樋脇町	東郷町
	まで まで まで まで まで まで 3,000 4,500 5,700 7,000 6,000 6,000 9,000 11,400 14,000 12,000 12,000 18,000 25,800 56,000 24,000 24,000 36,000 45,600 56,000 11,200 112,000 11,100 1,700 2,100 2,600 2,200 4,400 4,400 6,800 8,400 10,400 8,800 13,600 16,800 20,800 17,600 27,200 33,600 41,600 1,400 1,400 2,100 2,700 3,300 2,800 1,400 1,400 2,100 2,700 3,300 2,800 1,400 1,400 2,100 2,700 3,300 2,800 1,400 5,400 6,600 1,400 1,400 2,100 2,700 3,300 2,800 1,600 1,400 2,100 2,700 3,300 2,800 1,600 1,400 1,400 2,100 2,700 3,300 2,800 1,600 1,400 1,400 2,100 2,700 3,300 2,800 1,600 1,400 1,400 2,100 5,400 6,600 1,400 1,400 2,100 5,400 6,600 1,400 1,400 2,100 5,400 6,600 1,400 1,400 2,100 2,700 3,300 2,800 1,600 1,400 1,400 2,100 2,700 6,600 1,400 1,400 2,100 2,700 6,600 1,400 1,400 2,100 2,700 6,600 1,400 1,400 2,100 2,700 6,600 1,400 1,400 2,100 2,700 6,600 1,400 1,400 2,100 2,700 6,600 1,400 1,400 1,400 2,100 2,700 6,600 1,400 1,400 1,400 2,100 2,700 6,600 1,400 1,400 1,400 2,100 2,700 6,600 1,40	総合体育施設使用料(体育館使用料) 使用時間 午前 午後 夜間 全日 9時 12時 17時 19時 9時 712時 77時 719時 722時 712時 717時 719時 722時 712時 717時 719時 722時 717時 719時 722時 717時 719時 722時 717時 719時 722時 719時 722時 719時 719時 719時 719時 719時 719時 719時 719	町体育館使用料 基本料金の区分(専用使用) ア使用料を徴収しないとき(町内・町外の区分あり) ・アマチュアスポーツ及び文化行事 「町内の児童・生徒」、「体協加盟団体の大会」 ・その他のとき 「地方公共団体が使用」 イ 使用料を徴収するとき(町内・町外の区分あり) ・アマチュアスポーツ及び文化行事 ・その他のとき 時間の区分(専用使用)・・基本的に区分はない 基本料金の区分(一部使用 1面 1時間当たり) ア 種目ごと
入来町	祁答院町	村立体育館使用料 1回300円に100分の105を乗じて得た額 (10円未満の端数が生じた場合は切り捨てる)	・・使用料金の格差、減免規定の調整
体育館、武道館使用料 【体育館】 種目ごと1時間単位 小中高児童生徒 勤労青少年 一般社会人 ・パレー・パスケット・その他 100円 200円 ・パドミントン・卓球台1台 50円 100円 ・ステージのみ 50円 50円 50円 使用器具ごと(付属設備等)・・別になし 照印使用料 1 時間単位・・・100円 【リレーング室】 ・中・高校生 1回 50円 ・一般社会人 1回 100円 【武道館】 ・小・中学校児童生徒 1回 20円 ・高等学校生徒 1回 30円 ・一般 100円	祁答院町体育センター使用料 町内・・・・無料 町外・・・・・無料 町外・・・・・1 時間当たり 100円 (1時間未満の端数があるときはその端数は1時間とする)	里村・下甑村・鹿島村 該当なし	調整方針案 5 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

使用料、手数料等の取扱い

専門部会・分科会名

業務コード・NO、事務事業名

教育

G6b40 体育施設使用料

協議事業(使用料)名

学校等照明施設使用料

子校等照明旭故使用科					
川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村
照用施設使用料 照明施設使用に要する電気料金の実費 相当額	総合体育施設使用料(屋外運動場照明施設使用料) 1回当たり町内800円町外1,200円 (市比野のみ1時間当たり) 学校建物使用料(運動施設) ・屋内運動場 (町内)午前 300円・午後 300円・夜間800円 (町外)午前 500円・午後 500円・夜間1,000円 ・武道館 (町内)午前 300円・午後 300円・夜間800円 (町外)午前 500円・午後 300円・夜間800円 (町外)午前 500円・午後 500円・夜間	該当なし	屋外運動場照明施設使用料 30分 町内 500円 町外 600円 60分 町内 1,000円 町外 1,200円 町外 1,200円 野校施設使用料(運動施設)・屋内運動場 1時間 昼間 100円	教室等使用料(運動施設) 小学校 中学校 屋内運動場 1室1時間 150円 200円(照明)	屋外運動場照明施設使用料 1時間 1,050円
上甑村	下甑村	鹿島村	課題	・問題点	調整方針案
学校屋内運動場照明施設使用料 小学校 中学校 1回 300円 300円 屋外運動場照明施設使用料 村内居住者 1時間1,000円 村外居住者 1時間1,500円 使用料の総額に100分の105を乗じて得た額 10円未満の端数は切り捨てる	学校屋内運動場照明施設使用料 小学校 中学校 1回 300円 300円 屋外運動場照明施設使用料 1,000円 使用料の総額に100分の105を乗じて得 た額 10円未満の端数は切り捨てる	屋外運動場照明施設使用料 1時間ごとに1,050円	・ 使用料金の格差、減免規定の調整		5 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

使用料、手数料等の取扱い

専門部会・分科会名 業務コード・NO、事務事業名 G6b40 体育施設使用料 教育

協議事業(使用料)名

プール使用料				
川内市	樋脇町	里村	上甑村	鹿島村
川内プール使用料 基本料金 1回(原則2時間) 幼児(同伴)無料 児童往徒 70円 高校生 100円 一般 150円 専用使用 午前(8:30~13:00) ・・・5700円 午後(13:00~17:00) 全日(8:30~17:00) 全日(8:30~17:00) ま、シェージー・・・・11、400円 *スライダー、幼児プール無料	機脇町総合ブール施設使用料 (名称) B&G機脇海洋センター 基本料金 1回 乳幼児無料、同伴者 100円 児童生徒 100円 一般 200円 回数券 1,800円で2,000円分 コインロッカー 無料 (名称) サンヘルスパーク 基本料金 1回 乳幼児無料、同伴者 200円 児童生徒 200円 一般 300円 回数券 1,800円で2,000円分 コインロッカー 無料	村民ブール使用料 基本料金 1回(原則2時間) ア 乳幼児(同伴) 無料 イ 児童生徒 50円 ウ 高校生以上 100円 専用使用 ア 9時~12時 4,000円 イ 14時~17時 8,000円 エ 超過料金 1時間増すごとに 1,000円 (1時間未満は,1時間とする。)	B & G ブール使用料 基本料金 1回 幼児以下 無料 小人(小・中学生) 50円 大人(高校生・一般) 100円 コインロッカー 10円	ブール使用料 基本料金1回 幼稚園児以下 無 料 小・中学生 50円 高校生以上 100円
入来町・東郷町・	祁答院町・下甑村	課題・	問題点	調整方針案
該当	áなし	・ 使用料金の格差、減免規定の調整		5 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時意整する。

使用料、手数料等の取扱い

 専門部会・分科会名
 業務コード・NO、事務事業名

 教育部会
 教育振興施設

 G6b40
 体育施設使用料

協議事業(信																
多日的理	聖凱場	等使用料														
								川内市								
総合運使用区分	動公園使	E用料(多目的運動反使用時間 2	時間以内 2 時間 え	え	え : 内 8 時間以内	える部分又	総合運動公園使用料(テニ 使用区分 入場料等 小中高児童生徒 を徴収し 上記以外の者	ニスコート) 使用料 1コート 1時間につき 1コート 1時間につき		総合運動	動公園使用料(〔野球場) 使用時間	3 日間以内	2時間を超え 4時間以内	4 時間を超え 8 時間以内	8時間を超える部分又は延
	全面	小中高児童 生徒	円 410		円 円 230 1640	明にファ 円 250	ない場合 人場料等 アマチュアのスポー			区加亚为				4 10 10 50 13	O MAJIMIPANTA	長の1時間に
	野球 1 ፣	上記以外の 者		1,640 2,4		510 150	を徴収す ツ及び文化行事のと る場合 き その他のとき 放送施設	1コート 1時間につき		徴収しない	アマチュアの スポーツ及び 文化行事のと	生徒	500	1,000	I 円 1,800 4,400	
		生徒 上記以外の	410	820 1,2		250	放 医		300円		き その他のとき	者	3,000		11,000	1,650
入場料等を	E ソフト7	者 ボー 小中高児童	100		300 410	100	IXI-OMPINESS.	XXIII IIXC / U. ()	0,7,5 0 0 13,7	徴収する場	アマチュアの スポーツ及び	生徒	1,500	•	5,400	750
徴収しない 場合	1ル1面	生徒 上記以外の	200	410 6	810 820	150					文化行事のとき	上記以外の 者		•	13,000	1,950
	ラグビ・	者 一・ 小中高児童	200	410 6	810 820	150				スコアボー	その他のとき ド		40,000 1 試合につき		80,000 2,100円	11,000
	サッカ・ 面	- 1 生徒 上記以外の	410	820 1,2	230 1,640	250				放送施設 冷暖房設備	(本部席)		1 回につき 1 時間につき		510円 500円	
	アマチ:	者 ボール 1 面 ュアのスポーツ 1	100 日につき	200 3	800 410 円	100										
倒収する場合 放送施設 会議室 夜間照明が	その他の	1 1	日につき 回につき 時間につき 3費相当額とする	20,600 510円 200円 。(20分5												
総合道	重動公園倒	使用料(陸上競技場) 使用時間) 引 2 時間以内	2 時間を超え	4 時間を超え	8 時間を超え	運動場会館使用料			野球場 有料公 使用	使用料 御陵	下運動公園(テニスコート含 2時間以内 25	む) 時間太叔 4時間	大叔 6 叶朗太	詔 8時間を超
使用区分				4 時間以内	8 時間以内	る部分又は延 長の 1 時間に つき	使用時間 8 時30分から 8 室区分 12時まで又は 1 13時から17時 まで	3 時30分から 17時から22時 7時まで まで	22時から翌日 8時30分まで 1人当たり	園施設 使用の名称			え		え	える部分又
を	徴収しい場合	アマチュア 小中高りのスポーツ 童生徒 及び文化行 上記以外事のとき の者	800	1,600	3,200	円 400 800	大会議室 円 900 小会議室 300 (和室)	円 円 1,800 1,500 610 510	日 円 150		易料等	小中高児童 生徒 上記以外の	円 410 820			円 円 ,640 250 ,290 510
専用使 用 入		その他のとき アマチュア 小中高!	4,000 ₹ 2,400			2,000 1,200		820 610 I 人当たり 1 人当たり				者 小中高児童 生徒	100	200	300	410 100
		のスポーツ 童生徒 及び文化行 上記以タ	4,800	9,600	0 19,200	2,400	150 トレーニ 1人当たり ング室 150	150 200 I 人当たり 1 人当たり 150 200				エル 上記以外の 者	200	410	610	820 150
		事のとき の者 その他のとき	44,800		89,600	11,200	調理室 510	1,030 820		入场		ポール 1 面	100 1 目につき	200	300 円	410 100
専用使用以 使用 放送議室 陸上競技 冷暖房設	用具	小中高児童生徒 上記以外の者	1回 1回につき 1時間につき 1時間につき 1個又は1組 使用1回につき 1時間につき	2時間以内 2時間以内	50円 100円 510円 300円 50円					を 省 る場	数収す ツ等のの 場合 上記以外 中高児童生徒	とき 外のとき	1日につき 1コート 1コート	20,60 1 時間		50円 100円
/₹ws/75āX [™]	机哈华)黑	<i>Τ</i>	I MAININ 기정		20013											

使用料、手数料等の取扱い

 専門部会・分科会名
 業務コード・NO、事務事業名

 教育
 G 6 b 4 0 体育施設使用料

協議事業(使用料)名

多目的運動場等使用料

多目的運動場等使用料			
樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
総合体育施設使用料(総合運動場使用料) 町内 町外 総合グラウンド 小、中、高校生 無料 400円 一般 無料 800円 ゲートボール場 無料 100円 総合体育施設使用料(総合運動場照明施設使用料) 1コート1時間当り 町内1,500円 町外3,000円 総合体育施設使用料(弓道場使用料) 1回につき(個人は1人について) 午前 午後 夜間 団体 100 100 200 700 町外 個人 200 200 400 団体 1,000 1,000 1,000 総合体育施設使用料(人工芝コート照明施設使用料) 町内 1,500円/1時間(税別) 半面は半額 町外 3,000円/1時間(税別) 半面は半額 総合体育施設使用料(人工芝コート施設使用料) 町内 1,500円/1時間(税別) 半面は半額	ナイター使用料 3 0分 町内 500円(税別) 町外 600円(税別) 6 0分 町内 1000円(税別)町外 1200 (税別) ** 6 0 分を経過した後は、3 0 分毎に町内500円,町外600円を徴収する。 三道場使用料 1回につき(角しは1人について) 午後 夜間町内 個人 100 100 200 可体 500 500 700 団体 500 500 700 団体 1,000 1,000 1,000 1,000 「分ートボール場使用料 1 使用料・1コート1時間当り町内・・・無料町外・・・500円 2 夜間照明施設(1時間当り)町内・・・500円	総合グラウンド使用料 使用区分 ア全面 イ野球場 ウ ソフトボール場 使用科(1面 1時間あたり) 小中高校生 一般 町内 町内 町内 町外 無料 200 100 400 夜間照明施設使用料 30分 町内 1,000円 町外 1,500円 1時間 町内 2,000円 町外 3,000円 備品等使用料 テント(1張) 町内 無料 町外500円 放送用具 町内 500円 町外1,000円 池島電動公園 1時間封 ・ に 一般 町内 「一般 町外1,000円	祁答院グラウンド 町内・・・・・無料 町外・・・・・1時間当たり 100円 (1時間未満の端数があるときはその端数は1時間とする) 轟運動広場 町内・・・・・無料 町外・・・・1時間当たり 100円 (1時間未満の端数があるときはその端数は1時間とする) ナイター使用料 1時間 町内 1,500円(税別) 町外 1,800円(税別) 轟運動場 町内 600円(税別) 町外 700円(税別) 弓道場使用料 町内・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
里村・上甑村・	下甑村・鹿島村	課題・問題点	調整方針案
該出	当なし	・使用料金の格差、減免規定の調整	5 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

合併協定項目 「14 使用料、手数料等の取扱い」

参考資料

(手 数 料 現 況 調 査 表)

川薩地区法定合併協議会

使用料、手数料等の取扱い

専門部会・分科会名 総務部会 文書法制・選挙・庁舎管理分科会 業務コード・NO、事務事業名 A 3 m20 情報公開制度

協議事業(手数料)名

情報公開開示手数料

川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村
(A1) 1枚につき 20円	名称 情報公開開示手数料 手数料の明細 (閲覧及び視聴)…閲覧無料 (写しの交付)…実費 庁舎内に設置してある乾式複写機により複写できるもの…A3版まで値ああたり 10円 庁舎内に設置してあるカラー 複写機により複写できるもの…A3版まで値ああたり 70円 外部の業者に発注しなければ複写できないもの …当該で見た額 録でできるもの…A3版までを対ければ複写できないもの。 …当該できないものできないもの。。当該複製に要けた額 録で、要は、一世のでは、一世のできないもの。。当該複製に要する費用。当該送付に要する費用。 減免、免除規定…なし 関係条例・規則等 樋路町情報公開条例 樋路町情報公開条例施行規則 平成13年度実績(件数、金額) 公開件数 2件 金額 0円 閲覧のみのため手数料不要	ビデオテープ 1巻1回につき 400円 録音テープ 1巻1回につき 300円 文書 図画及び写真 1件につき200円に、写し 白黒1枚につき 20円 カラー1枚につき 100円を加えて得た額 ただし、閲覧に引き続きその写しを交付する 場合は、写しの交付の手数料のみとする。 減免、免除規定なし 関係条例・規則等 入来町情報公開条例 平成13年度実績(件数、金額) 件数 1件(期示のみ)	もの、又は用紙に出力したものの交付 白黒B5 A4 20円 B4 A3 30円 A2 50円 カラーB5 A4 B4 60円 A3 80円 録音カセットテープによるものの交付…1巻 600円 プロッピーディスクによるものの交付…1巻 700円 フロッピーディスクによるものの交付…1枚 80円 送付に要する費用…当該送付に要する費用 減免、免除規定…なし 関係条例・規則等 東郷町情報公開条例 東郷町情報公開条例 東郷町情報公開条例	名称 情報公開開示手数料 手数料の明細 (閲覧及び視聴)、『閲覧無料 (写しの交付)…実費 文書・図画及び写真… 1 枚につき10円 録音ナーブ…1巻700円 壁磁射をして出力したもの1枚につき10円・フレキシディスクカートリッジ1枚につき80円 ・フレキシディスクカートリッジ1枚につき80円・フレキシディスクカートリッジ1枚につき80円の会別を表現では原則としてA-3まで送付に要する費用郵送料実費 減免、免除規定…なし 関係条例・規則等 称答院町情報公開条例 平成13年度実績(件数、金額) 未実施	情報公開条例等の整備がなされていないため、該当なし
上甑村	下甑村	鹿島村	課題・問題点	調整方針案	備考
1811	情報公開条例等の整備がなされていないため、該当なし	展に寄り 名称 情報公開開示手数料 手数料の明細 (閲覧及び視聴) 文書、図画、写真及び電磁的記録…1件につき 200円 (写しの交付) 文書、図画及び電磁的記録…1件につき200円 之言。図画近び電磁的記録…1件につき200円に、写し白黒1枚につき20円を加えて得た額ただし、閲覧に引き続きその写しを交付する場合は、写しの交付の手数料のみとする。減免、免除規定なし 関係条例・規則等 鹿島村情報公開条例 鹿島村情報公開条例 鹿島村情報公開条例	・情報公開条例を制定していない村がある。 里村、上甑村、下甑村 ・開示手数料として徴収している。 入来町、鹿島村(1件、200円) ・開示手数料は無料としている。 川内市、樋脇町、東郷町、祁答院町 ・情報公開条例を制定している市町村は、写し	3 合併時に、新たな制度等を制定する。 ・内容の調整が必要。	nu '-J

使用料、手数料等の取扱い

協議事業(手数料)名 税外督促手数料

税外督促手数料					
川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村
00円を徴する。 延滞金 納期限後納入する場合においては,その収入 金額にその納期限の翌日から納付の日までの期間 司の期間の日数に応じ,年14.5%(腎促状を発む 司の期間及は管促状を発むた日から起発して 10日を経過した日以前の期間については,年当 する額を加算して納付しなければならならい。 だし,延滞金額が10円未満である場合はこの 限りでない。 延滞金の額の計算につき年当たりの割合は, 関年の日を含む期間についても,365日当た りの割合による。	状を発したときは,督促手数料として100円を徴する。 延滞金金 督促状の指定期日までに納入しない者に対け ては、当該金額に指定期限の翌日から納付の日 までの期間の日数に応じ,100円(100円 までの現間では、100円(100円 までの現代を発する前の期間を経りであるとは、 は、16%(督促状を発する前の期間を経り、100円 が表もした日から起すは,年7・3%)の関ラを発した日から起すは,年7・3%)の関ラを発して計算した額に相当する延滞金を徴収するとに、10円未満であるときは、 は、10円間については、年7・3%)の関ラを経りであるとが110円未満であるとを徴収しない。 納付者が指定期日までに町税外収入金を納付事であるとができる。	の期間及び督促状を発した日から起算して10日を経過した日以前の期間については,年7.3%)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額の計算の基礎となる未納金額に10日未満金額の当数があるときは、その端数なるるときは、その金額を切り捨てて計算するものとする。延滞金の確定金額に10円未満の端数があるときは、その端数を、延滞金の確定金額が10日未満であるときは、その強数を、延滞金の確定金額が10日未満であるときは、その全額を切り捨てるものとする。	内容() 第2条 法第231条の3第1項の規定による督促をした場合においては,次条以下にを徴する。ところは、近年 数料の額は,督促状1第3条 前条の督促手数料の額は,督促状1第3条 前条の管促手数料の額は,督促状1第4条 第2条の延滞金の額は,納付金額にに第4条 第2条の延滞金の額は,納付金額にじ、第4条 (204 年4年	状を発布したときに、督促手数料として100円を徴収する。 延滞金 納入者が納期限後徴収金を納入する場合においては,当該徴収金額にその納期限の翌日からは1元の期間に応じ,当該徴収金額が100円以上であるときは100円(端数は切合までの割が105でありについて年10.95㎡。半金をではました金額に相当する延滞金をして登収しなければならない。ただし延滞金をでは収しない。10円未満である場合においては徴収しない。	内容 督促手数料 分担金等の納入について督促状を発したとき は、督促手数料として1通につき100円を徴収 する。 変 分担金等の納入義務者が、分担金等を納期限 までに納入しないときは、次項に定める額の延 滞金を徴収する。ただし、次に掲げるときは、 この限りでない。 (1) 延滞金の額が10円未満であるとき。 (2) 村長においてやむを得ない理由があると 認めるとき
	下甑村	鹿島村	課題・問題点	調整方針案	備考
徴収するものとする。 延滞金 税外収入金の納税義務者に対しては,納期限 税外収入金の納税義務者に対しては,納期 の翌日から納付の日までの日数に応促状等 納金額に可き,年14-6%(督促状費 前の機関及び督促状を発した日から起草は、 0日を経過した日から起草は、 10日を経過した自分を乗びして当な がある。 近滞金額の計算の基礎となる未納金額に がある。 近滞金額の計算の基礎ときは、その端数きは を利金額を打り1位では、 の全額を切り捨てて計算する。 の全額を切り指でて計算する。 の全額を切り指でて計算するとき端 の全額を切り指でて計算すると の全額を切り指でて計算すると の全額を切り指でて計算すると の全額を切り指でて計算すると ときは、その ときさが ときさが ときさが ときさが ときさが ときさが ときさが ときさが	には、督促手数料として1通につき100円を徴収するものする。 延滞金金 税外収入金の納税義務者に対しては、納期限の翌日から終析でした。 4年14.6%(皆促状を発した日から起節の機関及び督促状を発した日から起節が10日を経過している額が10日を経過の副前に対しては、年間する延滞金額の副前の基礎となる。 4年2年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年	00円を徴する。 延滞金 納期限後納入する場合においては,その収入 金額にその納期限の翌日から納付の日までの期間 間の日数に応じ,年14.6%(督促状を発す る前の期間又は督促状を発した日からとは 10日を経過した日以前の計算した額に相当 る額を加算して納付しなければならない。 延滞金の額の計算につき年当たりの割合は, 関年の日を含む期間についても,365日当た りの割合による。 徴収の方法 徴収の方法なの種が足が進端をの徴収方法は,村税の	延滞金の利率に若干の違いがあり,調整が必要である。 税の督促手数料と同様の扱いとすべきである。	2 合併時に、川内市の例により調整する。 例規の一元化作業時に,詳細は調整する。	

使用料、手数料等の取扱い

 専門部会・分科会名
 業務コード・NO、事務事業名

 総務部会 税務分科会
 A 5 a 20 税務証明等

協議事業(手数料)名

督促手数料

川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	
名称 督促手数料	名称 督促手数料	名称 督促手数料	名称 督促手数料	名称 督促手数料	名称 督促手数料	
手数料の明細 督促状1通 100円	手数料の明細 督促状1通 100円	手数料の明細 督促状1通 100円	手数料の明細 督促状1通 100円	手数料の明細 督促状1通 100円	手数料の明細 督促状1通 100円	
減免、免除規定 なし	減免、免除規定 なし	減免、免除規定 なし	減免、免除規定 なし	減免、免除規定 なし	減免、免除規定 なし	
関係条例・規則等 川内市税条例 平成13年度実績(件数、金額) 件数 8,854件 金額 885,400円	関係条例・規則等 樋脇町和秩条例第21条 樋脇町国民健康保険税条例第17条 平成13年度実績(件数、金額) 件数1,526件 金額152,600円	関係条例・規則等 入来町和条例 入来町の管促手数料及び延滞金徴収条例 入来町収納金取扱い要領 平成13年度実績(件数、金額) 件数 669件 金額 66,900円	関係条例・規則等 税外収入に係る督促手数料及び延滞金徴収条例 平成13年度実績(件数、金額) 件数 1,354件(発布件数 1,681件) 金額 134,500円	平成13年度実績(件数、金額) 件数 844件	関係条例・規則等 里村税条例第21条 平成13年度実績(件数、金額) 件数 550件 金額 55,000円	
上節杖	下衡村	鹿皂村	課題・問題占	調整方針室	借老	
上甑村	下甑村	鹿島村 名称 督促手教料	課題・問題点・構成市町村全て、同一である。	調整方針案 1 現行のまま新市に引き継ぐ。	備考	
上甑村 名称 督促手数料 手数料の明細 督促状1通 100円	下甑村 名称 督促手数料 手数料の明細 督促状1通 100円	鹿島村 名称 督促手数料 手数料の明細 督促状1通 100円	課題・問題点・構成市町村全て,同一である。	調整方針案 1 現行のまま新市に引き継ぐ。 ・取扱いは、事務事業で調整する。	備考	
名称 督促手数料 手数料の明細	名称 督促手数料 手数料の明細	名称 督促手数料 手数料の明細		1 現行のまま新市に引き継ぐ。	備考	
名称 督促手数料 手数料の明細 督促状1通 100円 減免、免除規定 なし 関係条例・規則等 上甑村税条例第19条、第20条、第140条 上甑村税条例所則第3条の2、第4条、第85	名称 督促手数料 手数料の明細 督促状1通 100円 減免、免除規定 なし 関係条例・規則等 下甑村税条例	名称 督促手数料 手数料の明細 督促状1通 100円 減免、免除規定		1 現行のまま新市に引き継ぐ。	備考	
名称 督促手数料 手数料の明細 督促状1通 100円 減免、免除規定 なし 関係条例・規則等 上甑村税条例第19条、第20条、第140条	名称 督促手数料 手数料の明細 督促状1通 100円 減免、免除規定 なし 関係条例・規則等 下甑村税条例	名称 督促手数料 手数料の明細 督促状1通 100円 減免、免除規定 なし 関係条例・規則等		1 現行のまま新市に引き継ぐ。	備考	
名称 督促手数料 手数料の明細 督促状1通 100円 減免、免除規定 なし 関係条例・規則等 上甑村税条例第19条、第20条、第140条 上甑村税条例附則第3条の2、第4条、第85条 平成13年度実績(件数、金額) 件数 44件(発布件数 52件)	名称 督促手数料 手数料の明細 督促状1通 100円 減免、免除規定 なし 関係条例・規則等 下甑村税条例 平成13年度実績(件数、金額) 件数 0件	名称 督促手数料 手数料の明細 督促状1通 100円 減免、免除規定 なし 関係条例・規則等 鹿島村税条例 平成13年度実績(件数、金額) 件数 74件		1 現行のまま新市に引き継ぐ。	備考	
名称 督促手数料 手数料の明細 督促状1通 100円 減免、免除規定 なし 関係条例・規則等 上甑村税条例第19条、第20条、第140条 上甑村税条例附則第3条の2、第4条、第85条 平成13年度実績(件数、金額) 件数 44件(発布件数 52件)	名称 督促手数料 手数料の明細 督促状1通 100円 減免、免除規定 なし 関係条例・規則等 下甑村税条例 平成13年度実績(件数、金額) 件数 0件	名称 督促手数料 手数料の明細 督促状1通 100円 減免、免除規定 なし 関係条例・規則等 鹿島村税条例 平成13年度実績(件数、金額) 件数 74件		1 現行のまま新市に引き継ぐ。	備考	

使用料、手数料等の取扱い

專門部会·分科会名 総務部会 税務分科会 業務コード・NO、事務事業名

A 5 a 20 税務証明等

協議事業(手数料)名 税務証明手数料

税務証明手数料													
							各市町村						課題・問題点
税務証明手数料	4										(単位:円)	【特記事項】	・項目、手数料額が異なる。 ・特記事項が異なる。
種	別	単位区分	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甑村	下甑村	鹿島村	110 HD 37 78 A	・1件の取扱いが異なる。
資産証明		1件	200	200	200	200	200	200		200	200	川内市…公課に関する証明は、1筆1棟 増す毎に50円を加算、土地・建物その他物	
所得証明		1件	200	200	200	200	200	200	所得課税証明 200	200		件に関する1筆1棟増す毎に50円を加算。	
課税証明		1件	200	200	200	200	200	200		200		入来町…固定資産評価証明書料に関して は、各地目、建物及び物件の類別ごとにそ	
納税証明		1件	200	200	200	200	200	200	200	100		れぞれ1件として200円。2以上を超える 証明は、1件超えるごとに20円加算。1	
評価証明		1件	200	200	200	200	200	200	200	200		筆、1棟、1物件ごとに証明を請求するものについては、これらのうち1を200円と	
公課証明		1件	200	200	200	200	200	200	200	200	200	し、1筆、1棟、1物件を増すごとに20円 を加算する。 台帳閲覧に関して、2冊を超える閲覧	
固定資産課税台	・	1件	200	200	200	200	200	200		200		は1冊超えるごとに20円を加算する。	
営業証明		1件	200	200	200					200	200	下甑村…土地は1筆、家屋は1棟をもって	
住宅用家屋証明	月	1件	1,200	200	1,200	950		1,300	1,300	1,300		1件とし、2件以上は1件増すごとに10円を 加算する。 閲覧及び照合は、1種類 1 回につき 1	
字絵図、地籍図	の写し	1枚	200	200	200	200	200	200		200		関見及び照合は、「種類「凹につき」 件とする。	
公簿の写し		1枚	200	200	200	200	200		コピー料(公簿 等) 200	200	公簿又は公図の 謄抄本 200	_ 鹿島村…2以上の事項を同一紙に証明す	調整方針案
土地、家屋台帳	閲覧	1冊	200	200	200	200	2時間 200	1件 200	200	200		るときは、1事項ごとに1件とする。 同一の事項を2通以上証明するとき は、1通ごとに1件とする。	2 合併時に、川内市の例により調整す る。
国保税納付証明	月		無料	無料	無料	無料	無料	無料			無料	ia(. 20010 . III 0) 0;	ં એ
車検用軽自動車			無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料		・今後、詳細を詰める必要がある。
閲覧手数料		1回		200									
地籍小字集成图	য	1件			200								
地籍集成図		1件			500								
評価証明(法務	局提出用)								無料				
土地境界の実施	施調査手数料	1件							1,000				
その他の証明		1件									200		
土地境界踏查	手数料	1件								1,000	実費		
公簿又は公図関	閲覧照合	1件								200	200		
平成13年度	件 数	件	31,594	3,412	2,660	2,217	1,846	680	611	1,470	375		
実績	金額	千円	6,719	682	533	486	369	143	141	292	75		

使用料、手数料等の取扱い

専門部会・分科会名 業務コード・NO、事務事業名 C1g50 家畜運営診療所·管理事業 産業経済部会 農林畜産分科会

協議事業(手数料)名 畜産診療手数料

> 里村 下甑村

畜産診療手数料

手数料の明細

				44	金	
		種別		大動物	中動物	備考
				金額	金額	
共	初	診	料	200円	200円	
共済事	去	勢無	血	700	200	
	7	新	血	1,000	500	
故	駆		圯	300	200	
診	削		蹄	300	200	1肢について
療	除		角	500	300	
費	断		尾		500	

関係条例・規則等 里村家畜診療所診療等手数料徴収条例

下甑村家畜診療所診療等手数料					(単位: 円)
			料	金	
種別			大動物	中動物	備考
			金額	金額	
初診料			200	200	
去勢	無	血	700	200	
五 另	観	血	1,000	500	
駆 虫			300	200	
削蹄			300	200	1肢について
除角			500	300	
断尾		•		500	

減免 免除規定

村長が特に必要と認める場合は、これを減免することができる。

関係条例·規則等

下甑村家畜診療所診療等手数料徴収条例

平成13年度実績

98 件

57,600 円

川内市・樋脇町・入来町・東郷町・祁答院町・上甑村・鹿島村	点題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	調整方針案
該当なし	里村・下甑村のみの手数料である。 甑島には、民間の家畜診療所等がないため、今後も必要である。	3 合併時に、新たに制度等を制定する。

使用料、手数料等の取扱い

 専門部会・分科会名
 業務コード・NO、事務事業名

 産業経済部会 農林畜産分科会
 C 1 j 5 0 鳥獣飼養許可事務

協議事業(手数料)名

島獣飼養許可手数料

鳥獸飼養許可手数料					
川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村
鳥獣飼養許可手数料	鳥獣飼養許可手数料	鳥獣飼養許可手数料	鳥獣飼養許可手数料	鳥獣飼養許可手数料	鳥獣飼養許可手数料
手数料の明細 鳥獣飼養許可証の交付又はその更新若しく は再交付(1件につき) 3.400円	手数料の明細 鳥獣飼養許可証の交付又はその更新若しく は再交付(1件につき)	手数料の明細 鳥獣飼養許可証の交付又はその更新若しく は再交付(1件につき)	手数料の明細 鳥獣飼養許可証の交付又はその更新若しく は再交付(1件につき) 3,400円	手数料の明細 鳥獣飼養許可証の交付又はその更新若しく は再交付(1件につき)	手数料の明細 鳥獣飼養許可証の交付又はその更新若しく は再交付(1件につき)
手数料の免除 (1) 法令の規定により、無料で取扱いをしなければならないもの。 (2) 本市の住民で、公費の援助又は扶助を受けるために必要なもの (3) 生活保護法の適用を受けている者から請求があったもの (4) 官公署から請求があったもの (5) 公用で使用するもの (6) 公的年金又は農業者年金基金法の規定に基づ、農業者年金の受給のため、行政庁又は団体が発給した書面により住民票又は戸籍の記載事項証明を請求する者に対して行うもの (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に免除する必要があると認めるもの 関係条例・規則等 川内市手数料条例 平成13年度実績 飼養許可 24件 81,600円	求があった場合 (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に 免除する必要があると認めた場合	3,400円 手数料の免除 (1) 官公署より請求があったとき。 (2) 一般に周知の必要がある公文書、図書等 の閲覧を求めたとき。 (3) 戸籍に関し、条例で定めるところにより無料で証明を行うことができる旨を規定する法律 の規定に基づき、別表第2に掲げる者から、当該証明の請求があったとき (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が手数料を徴収する必要がないと認めたとき。 関係条例・規則等 入来町手数料条例 平成13年度実績 飼養許可 2件 6,800円	手数料の免除 (1) 法令の規定により、無料で取扱いをしなければならない場合 (2) 本町の住民から、公費の援助又は扶助を受けるため必要なものとして請求があった場合 (3) 生活保護法の適用を受けている者から請求があった場合 (4) 官公署から請求があった場合 (5) 公用で使用する場合 (6) 戸籍に関い、条例で定めるところにより無料で証明を行うことができる旨を規定する法律	3,400円 手数料の免除 (1)法令の規定により、無料で取扱いをしな ければならない場合 (2)本町の住民から、公費の援助又は扶助を 受けるため必要なものとして請求があった場合 (3)生活保護法の適用を受けている者から請求があった場合 (4)官公署から請求があった場合 (5)公用で使用する場合 (6)戸籍に関し、条例で定めるところにより無料で証明を行うことができる旨を規定する法律 が表が高端状があった場合 (7)前各号に規定するもののほか、町長が特 に免除する必要があると認めた場合 関係条例・規則等 补容に再り、 対路の規定に基づき、別表第3に掲げる者から、当 該証明の請求があった場合 (7)前各号に規定するもののほか、町長が特 に免除する必要があると認めた場合 関係条例・規則等 补容に再り乗り 利客でに即り、町長が特 に免除する必要があると認めた場合	(3) 生活保護法の適用を受けている者から請求があった場合 採があった場合 (4) 官公署から請求があった場合 (5) 公用で使用する場合 (6) 戸籍に関し、条例で定めるところにより無料で証明を行うことができる旨を規定する法律
上甑村	下甑村	鹿島村	課題・問題点	調整江	 5針案
鳥獣飼養許可手数料	鳥獣飼養許可手数料	- Wh An			
(3) 生活保護法の適用を受けている者から請求が合った場合 (4) 官公署から請求があった場合 (5) 公用で使用する場合 (6) 戸籍に関し、条例で定めるところにより無 料で証明を行うことができる旨を規定する法律	手数料の明細 鳥獣飼養許可証の交付又はその更新若しく は再交付(1件につき) 3,400円 手数料の免除 (1)法令の規定により、無料で取扱いをしな ければならない場合 (2)本村の住民から、公費の援助又は扶助を 受けるため必要なものとして請求があった場合 (3)生活保護法の適用を受けている者から請 求があった場合 (4)官公署から請求があった場合 (5)公用で使用する場合 (6)戸籍に関し、条例で定めるところにより無 料で証明を行うことができる旨を規定する法律 の規定に基づき、別表第3に掲げる者から、当 該証明の請求があった場合	受けるため必要なものとして請求があった場合 (3)生活保護法の適用を受けている者から請求があった場合 (4)官公署から請求があった場合 (5)公用で使用する場合 (6)戸籍に関し、条例で定めるところにより無料で証明を行うことができる旨を規定する法律の規定に基づき、別表第3に掲げる者から、当該証明の請求があった場合	飼養許可証交付手数料が8市町村3,400円で樋脇町だけ1,000円となっているため、調整が必要である。	2 合併時に、川内市の例により調整する。	

使用料、手数料等の取扱い

専門部会・分科会名	業務コード・NO、事務事業名	
産業経済部会 水産分科会	C4e20 水産関係諸認可申請	
協議事業(手数料)名		
小型船舶測度証明手数料		
里村		里村以外の市町村
水産関係事務手数料		該当なし
手数料の明細		
・小型漁船積量測度及び機関積量測度証明手数料 1件につき 1,000円		
手数料の免除 (1) 法令の規定により、無料で取扱いをしなければならない場合 (2) 本村の住民から、公費の援助又は扶助を受けるため必要なものとして請求があった場合 (3) 生活保護法の適用を受けている者から請求があった場合 (4) 官公署から請求があった場合 (5) 公用で使用する場合 (6) 戸籍に関し、条例で定めるところにより無料で証明を行うことができる旨を規定する法律の証明の請求があった場合 (7) 前各号に規定するもののほか、村長が特に免除する必要があると認めた場合	規定に基づき、別表第3に掲げる者から、当該	
関係条例·規則等 里村手数料条例		
課題・問題点		調整方針案
実施地域のみである。		6 廃止の方向で調整する。

使用料、手数料等の取扱い

 専門部会・分科会名
 業務コード・NO、事務事業名

 産業経済部会 農業委員会分科会
 C 2 a 1 0 農業委員会の運営

協議事業(手数料)名

嘱託登記手数料			
川内市	樋脇町	λ.	长 町
嘱託登記手数料	嘱託登記手数料	嘱託登記手数料	
手数料の明細 農業経営基盤強化促進法による不動産登記に関する政令第5条又は第7条の規定による登記の嘱託 ア 所有権移転の登記 1件につき 5,000円 イ 所有権保存の登記 1件につき 3,000円 ウ 登記名義人の表示の変更の登記 1件につき 2,000円 (この場合において、ア、イ又はウの登記1件について2筆以上のときは、2筆から5筆までは1筆増すごとに200円を、5筆を越えるものは1筆増すごとに100円をそれぞれの額に加算した額とする)	手数料の明細 農業経営基盤強化促進法による不動産登記に関する政令第5条又は第7条の規定による登 記の嘱託手数料 ア 所有権移転の登記 1件につき 3,500円 イ 所有権保存の登記 1件につき 2,000円 ウ 登記名義人の表示の変更の登記 1件につき 1,500円 この場合、ア イ又はウの登記1件について2筆以上のときは、2筆から5筆までは1筆増す ごとに200円を、5筆を越えるものは1筆増すごとに100円をそれぞれの額に加算した額とす る。	記の嘱託に係る手数料 ア 所有権移転の登記 1件につき 3,500F イ 所有権保存の登記 1件につき 2,000F ウ 登記名義人の表示の変更の登記 1件に 手数料については、所有権移転の登記/] こつき 1,500円 所有権保存の登記又は登記名義人の表示の変 は、2筆から5筆までは、1筆増すごとに200円
手数料の免除 (1) 法令の規定により、無料で取扱いをしなければならないもの。 (2) 本市の住民で、公費の援助又は扶助を受けるために必要なもの (3) 生活保護法の適用を受けている者から請求があったもの (4) 官公署から請求があったもの (5) 公用で使用するもの (6) 公的年金又は農業者年金基金法の規定に基づく農業者年金の受給のため、行政庁又は団体が発給した書面により住民票又は戸籍の記載事項証明を請求する者に対して行うもの (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に免除する必要があると認めるもの	手数料の免除 (1) 官公署から請求があった場合 (2) 公用で使用する場合 (3) 生活保護法の適用を受けている者から請求があつた場合 (4) 前各号に規定するもののほか、町長が特に免除する必要があると認めた場合 関係条例・規則等 	手数料の免除 (1) 官公署より請求があったとき。 (2) 一般に周知の必要がある公文書、図書等 (3) 戸籍に関し、条例で定めるところにより無料 規定に基づき、別表第2に掲げる者から、当 (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が手数料 関係条例・規則等 入来町手数料徴収条例	斗で証明を行うことができる旨を規定する法律の 该証明の請求があったとき
関係条例·規則等 川内市手数料条例			
東郷町	祁答院町	里村・上甑村・下甑村・鹿島村	課題・問題点
嘱託登記手数料 手数料の明細 農業経営基盤強化促進法による不動産登記に関する政令の規定による登記の嘱託 (1) 所有権移転の登記 1件につき 3,500円 (2) 所有権保存の登記 1件につき 2,000円 (3) 登記名義人の表示の変更の登記 1件につき 1,500円 この場合、(1)、(2)又は(3)の登記1件について2筆以上のときは、2筆から5筆までは1筆増すごとに400円を、5筆を越えるものは1筆増すごとに200円をそれぞれの額に加算した額とする。	(1) 法令の規定により、無料で取扱いをしなければならない場合 (2) 本町の住民から、公費の援助又は扶助を受けるため必要なものとして請求があった場合	該当なし	川内市・樋脇町・入来町・東郷町・祁答 院町のみが実施している。手数料の金額の 調整や新制度の検討が必要である。
手数料の保管には、無数で開発しましたははないない場合	(3) 生活保護法の適用を受けている者から請求があった場合 (4) 官公署から請求があった場合		調整方針案
(1) 法令の規定により、無料で取扱いをしなければならない場合 (2) 本町の住民から、公費の援助又は扶助を受けるため必要なものとして請求があった場合 (3) 生活保護法の適用を受けている者から請求があった場合 (4) 官公署から請求があった場合 (5) 公用で使用する場合 (6) 戸籍に関し、条例で定めるところにより無料で証明を行うことができる旨を規定する法律 の規定に基づき、別表3に掲げる者から当該証明の請求があった場合 (7) 前各号に規定するもののほか、町長が特に免除する必要があると認めた場合 関係条例:規則等	(5) 公用で使用する場合 (6) 戸籍に関し、条例で定めるところにより無料で証明を行うことができる旨を規定する法律の規定に基づき、別表第3に掲げる者から、当該証明の請求があった場合 (7) 前各号に規定するもののほか、町長が特に免除する必要があると認めた場合 関係条例・規則等 和答院町手数料徴収条例		3 合併時に、新たに制度等を制定する。
東鄉町手数料条例			

使用料、手数料等の取扱い

専門部会・分科会名 業務コード・NO、事務事業名 住民健康福祉 住民 D1 g 10臨時運行 協議事業(手数料)名 自動車臨時運行許可 川内市・樋脇町・東郷町 入来町・祁答院町・里村・上甑村・下甑村・鹿島村 自動車臨時運行許可手数料 該当なし 川内市 樋脇町 東郷町 1 車 両 に つ き 750円 750円 750円 減免 免除規程 ・生活保護法の適用を受けるもの ・官公署からの請求があったもの ・公用で使用するもの 市長・町長が特に免除を認めたもの等 関係条例·規則等 道路運送車両法 **樋脇町自動車臨時運行許可取扱規則** 川内市·樋脇町·東郷町手数料徴収条例 課題・問題点 調整方針案 ・川内市、樋脇町、東郷町の1市2町が実施しており、 2 合併時に、川内市の例により調整する。 新市になることによって区域が拡大し利用者が増加す

使用料、手数料等の取扱い

専門部会・分科会名 業務コード・NO、事務事業名

住民健康福祉 住民 D1 h 10手数料(証明書の交付・閲覧・許認可等)

協議事業(手数料)名

住民窓口における手数料

住民窓口における手数料比較表

種	別	単位区分	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甑村	下甑村	鹿島村
戸籍の謄抄本	交付	1通	450円	450円	450円	450円	450円	450円	450円	450円	450円
除籍の謄抄本	交付	1通	750	750	750	750	750	750	750	750	750
戸籍に記載し	た事項に関する証明	1件	350	350	350	350	350	350	350	350	350
除籍に記載し	た事項に関する証明	1件	450	450	450	450	450	450	450	450	450
	く届出、申請の受理又は届 類の記載事項の証明書の	1通	350	350	350	350	350	350	350	350	350
戸籍法に基づ	〈届出その他の書類の閲覧	1件	350	350	350	350	350	350	350	350	350
住民票の写し	の交付	1件	200	200	200	200	200	200	200	200	200
住民票の写し	又は戸籍附票の写しの交付	1件	200	200	200	200	200	200	200	200	200
住民票及び戸	籍附票記載事項の証明	1件	200	200	200	200	200	200	200	200	200
住民票の閲覧	Ī	1件	200	200	200	200	200	200	200	200	200
印鑑証明		1件	200	200	200	200	200	200	200	200	200
印鑑登録証再	i交付	1件	200	400	400	400	400	200			
身分又は本籍	住所に関する証明	1件	200	200	200	200	200	200	200	200	200
その他証明		1件	200	200	200	200	200	200	200	200	200
平成13年度	件 数	件	136,658	16,085	12,095	12,022	12,479	3,382	3,480	3,480	1,251
実績	金額	千円	34,605	4,816	3,511	3,589	3,018	932	1,127	1,127	460

課題・問題点	調整方針案
・印鑑登録証の再交付手数料は、徴収しいているところといないところがあり、金額的にも違いがある。	2 合併時に、川内市の例により調整する。

使用料、手数料等の取扱い

専門部会・分科会名 住民健康福祉 業務コード・№、事務事業名

D3a100 ホームヘルプサービス事業

協議事業(手数料)名

身障者ヘルプサービス事業における手数料

福祉

	祁答院町		祁答院町以外の市町村	課題・問題点	調整方針案
身障ヘルプサービス事業における手数料			該当なし		6 廃止の方向で調整する。
シンク	対 象 者	金 額		の事業の中で自己負担分の利用料と して徴収している。	
Α	生活保護法による非保護世帯	0円		O CIEMA O CVI O	
В	生計中心者が前年所得税非課税世帯	0円			
С	生計中心者の前年所得税課税年額が10,000円以下の世帯	250円			
D 生計中心者の前年所得税課税年額が10,000円以上30,000円以下の世帯		400円			
E 生計中心者の前年所得税30,001円以上80,000円以下の世帯		650円			
F 生計中心者の前年所得税課税年額が80,001円以上140,000円以下の世帯		850円			
G	生計中心者の前年所得税課税年額が140,001円以上の世帯	950円			
町長 咸額 I係务	免除規程 は、災害その他のその他特別な理由があると認めたときは、費用の減額又は免除 は、上記に定める金額の半額とする。 そ例・規則等 院町ホームヘルパーの派遣に関する条例	余することができる。			

協議事業(手数料)名

权度生活採助事業主数約

軽度生活援助事業主数料		+mar_ coar_>	AMITTE A Allein
祁答院町	祁答院町以外の市町村	課題・問題点	調整方針案
軽度生活援助事業手数料 1時間当り 80円 減免・免除規程 ・災害その他特別な理由があると認めたとき減免又は免除することができる。 ・減免を受けようとするものは、速やかに手数料減免申請を提出する。 関係条例・規則等 ・ 祁答院町軽度生活援助事業実施要網	該当なし	・祁答院町以外の市町村は、それぞれの事業の中で自己負担分の利用料として徴収している。	6 廃止の方向で調整する。

使用料、手数料等の取扱い

専門部会・分科会名	住民健康福祉部 環境分科会	業務コート・NO、事務事業名	D5-a340 一般家庭用ごみ袋販売委託	
協議事業(手数料)名	ごみ袋売捌手数料			
	東郷町		川内市・樋脇町・入来町・祁答院	町・里村・上甑村・下甑村・鹿島村
手 	称 み袋売捌手数料 数料の明細	T	該当	なし
(4 (5 (6 2	3)生活保護法の適用を受けている者から請求があったとき。 4)官公署から請求があったとき。 5)公用で使用するとき。 5)前各号に掲げるもののほか、町長が特に免除する必要があると認め き。 修条例・規則等 郷町手数料条例	た	課題・問題点	調整方針案
平 · ·	R 成13年度実績			

使用料、手数料等の取扱い

専門部会・分科会名	住民健康福祉部 環境分科会		業務コート・NO、事務事業名	D5-c20 墓地 (公営墓地の状況)
協議事業(手数料)名	改葬許可手数料			
Ш	力市	里	村	上甑村
名称 改葬許可手数料		名称 臺地新設及び改葬許可申請手数料		名称 墓地新設及び埋火改葬許可申請手数料
手数料の明細 ・許可証交付1件につき 200円	1	手数料の明細 ・許可証交付1件につき 200円		手数料の明細 ・許可証交付1件につき 200円
減免、免除規定 (1)法令の規定により、無料で取り (2)本市の住民で、公費の援助又は (3)生活保護法の適用を受けている (4)官公署から請求があったもの (5)公用で使用するもの (6)公的年金又は農業者年金基金法 ため、行政庁又は団体が発給した を請求する者に対して行うもの (7)前各号に掲げるもののほか、市めるもの	扶助を受けるために必要なもの 者から請求があったもの の規定に基づく農業者年金受給の 書面により住民票又は記載事項証明	減免、免除規定 (1)法令の規定により、無料で取り (2)本村の住民から、公費の援助又 して請求があった場合 (3)生活保護法の適用を受けている (4)官公署から請求があった場合 (5)公用で使用する場合 (6)戸籍に関し、条例で定めるとこできる旨を規定する法律の規定に基当該証明の請求があった場合 (7)前各号に規定するもののほか、認めた場合	は扶助を受けるため必要なものと 者から請求があった場合 ろにより無料で証明を行うことが まづき、別表第3に掲げる者から、	減免、免除規定 (1)法令の規定により、無料で取り扱いをしなければならない場合 (2)本村の住民から、公費の援助又は扶助を受けるため必要なものとして請求があった場合 (3)生活保護法の適用を受けている者から請求があった場合 (4)官公署から請求があった場合 (5)公用で使用する場合 (6)戸籍に関し、条例で定めるところにより無料で証明を行うことができる旨を規定する法律の規定に基づき、別表第3に掲げる者から、当該証明の請求があった場合 (7)前各号に規定するもののほか、村長が特に免除する必要があると認めた場合
関係条例・規則等 川内市手数料条例		関係条例・規則等 里村手数料条例		関係条例・規則等 上甑村手数料条例
平成13年度実績 ・44件 8,800円		平成13年度実績 ・なし		平成13年度実績 ・3件 600円
樋脇町・入来町・東郷町・	祁答院町・下甑村・鹿島村	課題・	問題点	調整方針案
	はなし	川内市、里村、上甑村のみが実施		3 合併時に、新たに制度を制定する。

使用料、手数料等の取扱い

専門部会・分科会名	住民健康福祉部 環境分科会	業務コード・NO、事務事業名	D5-d30 動物愛護事業 (狂犬病予防他)
協議事業(手数料)名	狂犬病予防法関係手数料	•	

川内市・樋脇町・入来町・東郷町・祁答院町・里村・上甑村・下甑村・鹿島村

課題・問題点

名称及び明細

H-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-									
区分	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甑村	下甑村	鹿島村
犬の登録手数料					1頭につき3	,000円			
犬の鑑札再交付手数料					1件につき1	,600円			
狂犬病予防注射票交付手数	 数料				1件につき	3 4 0 円			
狂犬病予防注射票再交付	手数料				1件につき	550円			

減免、免除規定

「法令の規定により、無料で取り扱いをしなければならないもの」等あり。

関係条例・規則等

各市町村手数料条例(手数料徴収条例)

平成13年度実績

区分	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甑村	下甑村	鹿島村
犬の登録手数料	1,165頭	109頭	88頭	88頭	67頭	13頭	6頭	16頭	2頭
八の豆球子数杯	3,495,000円	327,000円	264,000円	264,000円	201,000円	36,000円	18,000円	48,000円	6,000円
犬の鑑札再交付手数料	5件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
八〇遍心丹文门于奴杯	8,000円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
狂犬病予防注射票交付手数料	3,219件	664件	550件	459件	429件	60件	64件	96件	20件
在入例 1/例注别宗文门于数科	1,770,450円	365,200円	302,500円	252,450円	235,950円	33,000円	35,200円	52,800円	17,000円
狂犬病予防注射票再交付手数料	1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
2工人加 1/四/工划示丹文门于数科	340円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円

・全市町村同額の手数料になっている。

・各市町村間で手数料条例に若干 の差がある。

調整方針案

2 合併時に、川内市の例により調整する。

使用料、手数料等の取扱い

 専門部会・分科会名
 業務コード・NO、事務事業名

 住民健康福祉部会 環境分科会
 D5-b200 化製場法関係

協議事業(手数料)名

動物の飼養又は収容の許可申請手数料

川内市・樋脇町・入来町・東郷町・祁答院町・里村・上甑村・下甑村・鹿島村 課題・問題点 調整方針案								
名称及び明細 区 分 動物の飼養又は収容の許可申請手数料	1件につき 7,300円 1個の施設又は同一の構内にある数個の施設に関し、	・全市町村同額である。 ・県からの権限委譲事務であり、内容も同 じである。 ・新市に移行後、指定地域の見直しが必要 である。 ・各市町村間で手数料条例に若干の差があ る。						
減免、免除規定 「法令の規定により、無料で取り扱いをし 関係条例・規則等 各市町村手数料条例(手数料徴収条例) 平成13年度実績 該当なし	なければならないもの」等あり。							

専門部会・分科会名

住民健康福祉部会 環境分科会

業務コード・NO、事務事業名

D5-a590 自動車放置防止

協議事業(手数料)名

自動車処分手数料 車 種 車体の大きさ等	3 合併時に、新たに制度等を制定する。
車種 車体の大きさ等 イイ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
普通自動車 道路交通法施行規則 第2条の定めるところ による。 24,000円 41,000円 21トラック 15,000円 25,000円 無用車パン 軽自動車 3,000円 15,000円 財装拡機 9,000円 15,000円 トラクター	
<u> </u>	
道路交通法施行規則	

使用料、手数料等の取扱い

専門部会・分科会名 業務コード・NO、事務事業名

建設専門部会 都市計画分科会 E3k80 屋外広告物関係事務

協議事業(手数料)名

屋外広告物許可手数料

川内市・	樋脇町・入来町・東郷町・祁答院町・里村・下甑村・鹿島村		上甑村	
の申請に対する審査。ただし、	召和39年鹿児島県条例第83号)に基づ〈屋外広告物の許可(許可の更新を含む。) 鹿児島県屋外広告物条例第9条第1項に規定する変更等の許可及び政治資金規 第6条の届出を経た政党,協会その他の団体がはり紙,はり札又は立看板を表示す さは、この限りでない。		該当なし 平成15年度中に制定予定	
手数料を徴収する事項	手数料の金額			
ア はり紙	1枚につき 5F	3		
イ 気球広告(アド・バルーン)	1個につき 1,200P	3		
ウ 電柱又は街灯柱広告	巻付け1個につき 250P	3		
	袖付き1個につき 250P	3		
エ 広告塔,看板又は広告板	表示面積が1平方メートル以下のもの1個につき 190円	3		
	表示面積が1平方メートルを超え2平方メートル以下のもの1個につき 380円			
	表示面積が2平方メートルを超え3平方メートル以下のもの1個につき 660円]		
	表示面積が3平方メートルを超え5平方メートル以下のもの1個につき 1,000円]		
	表示面積が5平方メートルを超え10平方メートル以下のもの1個につき 1,900円			
	表示面積が10平方メートルを超え20平方メートル以下のもの1個につき 3,600円]		
	表示面積が20平方メートルを超え30平方メートル以下のもの1個につき 6,000円]		
	表示面積が30平方メートルを超え40平方メートル以下のもの1個につき 8,000円		+max	+m++->-A1-+
	表示面積が40平方メートルを超え50平方メートル以下のもの1個につき 11,000円]	課題・問題点	調整方針案
	表示面積が50平方メートルを超えるもの1個につき 11,000円に50平方メートルを 超える1平方メートルごとに330円を加算した額		・上甑村は未制定である。	2 合併時に、川内市の例により調
オ 照明広告	表示面積が1平方メートル以下のもの1個につき 380円]	·県から権限委譲された手数料であるので(県 徴収時単価に)統一されている。	
	表示面積が1平方メートルを超え2平方メートル以下のもの1個につき 760円	<u></u>		
	表示面積が2平方メートルを超え3平方メートル以下のもの1個につき 1,320円	<u></u>		
	表示面積が3平方メートルを超え5平方メートル以下のもの1個につき 2,000円	<u></u>		
	表示面積が5平方メートルを超え10平方メートル以下のもの1個につき 3,800円]		
	表示面積が10平方メートルを超え20平方メートル以下のもの1個につき 7,200円			
	表示面積が20平方メートルを超え30平方メートル以下のもの1個につき 12,000円	3		
	表示面積が30平方メートルを超え40平方メートル以下のもの1個につき 16,000円	<u></u>		
	表示面積が40平方メートルを超え50平方メートル以下のもの1個につき 22,000円			
	表示面積が50平方メートルを超えるもの1個につき 22,000円に50平方メートルを 超える1平方メートルごとに660円を加算した額			
カ 広告網	1枚1平方メートル 170円	3		
平成13年度実績額		_		

使用料、手数料等の取扱い

專門部会·分科会名 建設専門部会 区画整理分科会 業務コード・NO、事務事業名

E5e10 土地区画整理事業における清算金の徴収及び交付

協議事業(手数料)名

清算金滞納者への督促手数料

川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村
清算金滞納者への督促手数料 1通 60円	該当なし	清算金滞納者への督促手数料 金額を定めていない。	該当なし	該当なし	該当なし
上甑村	下甑村	鹿島村	課題・問題点	調整方針案	備考
該当なし	該当なし	該当なし	まる地区でも合併して4,5年経過後であるため新市に移行後速やかに調整しても、事務事業に支障をきたさない。 ・しかし、現在、地区ごとに施行規定(条例)を定めているため、新市に向けて条例の制定が必要である。	・現在、地区ごとに施行規定(条例)を定めているため、新市の条例施行にあたり督促手数料を統一する方向で調整する。 ・「土地区画整理法施行規則第17条の規定により国土交通大臣が定める額」と規定した	土地区画整理法施行規則 (賦課金等の督促手数料の額の限度) 第17条 法第41条第2項及び第110条第4 項に規定する国土交通省令で定める額は、 督促状1通につき郵便法(昭和22年法律第 165号)第75条の2第2項第3号に規定する 定形郵便物の料金の額を超えない範囲内 において国土交通大臣が定める額とする。